

欧州連合

共同体商標に関する商標委員会実施規則

共同体商標に関する理事会規則(EC)No. 40/94 を施行するための

1995年12月13日委員会実施規則(EC)No. 2868/95

2015年12月16日委員会規則(EC)No. 2424/2015により改正

2016年3月23日までのすべての改正を含む

2016年3月23日施行

目次

前文

第1巻

第I編 出願手続

規則1 出願の内容

規則3 標章の表示

規則6 優先権の主張

規則7 博覧会による優先権

規則8 国内商標の先順位の主張

規則9 出願日の要件及び方式要件に関する審査

規則10 国内当局による調査

規則11 絶対的拒絶理由に関する審査

規則12 出願の公告

規則13 出願の補正

規則13a 出願の分割

規則14 公告における錯誤及び誤記の訂正

第II編 異議申立及び使用証明についての手続

規則15 異議申立書

規則16 異議申立書における言語の使用

規則16a 申立人の情報

規則17 許容の審査

規則18 異議申立手続の開始

規則19 異議申立の実証

規則20 異議申立の審査

規則21 複数の異議申立

規則22 使用証明

第III編 登録手続

規則23 商標の登録

- 規則 24 登録証
- 規則 25 登録の変更
- 規則 25a 登録の分割
- 規則 26 共同体商標の所有者又はその登録代理人の名称又は宛先の変更
- 規則 27 登録簿及び登録の公告における錯誤及び誤記の訂正
- 規則 28 共同体商標の登録後における先順位の主張

第 V 編 移転, ライセンス及びその他の権利, 変更

- 規則 31 移転
- 規則 32 一部移転
- 規則 33 ライセンス及びその他の権利の登録
- 規則 34 ライセンスの登録に関する特別規定
- 規則 35 ライセンス及びその他の権利の登録の抹消又は修正

第 VI 編 放棄

- 規則 36 放棄

第 VII 編 取消及び無効

- 規則 37 取消又は無効宣言を求める請求
- 規則 38 取消又は無効の手続に使用される言語
- 規則 39 取消又は無効宣言を求める請求の不許容としての却下
- 規則 40 取消又は無効宣言を求める請求の審査
- 規則 41 取消又は無効宣言を求める複数の請求

第 VIII 編 共同体団体標章

- 規則 42 規定の適用
- 規則 43 共同体団体標章を規制する規約

第 IX 篇 変更

- 規則 44 変更請求
- 規則 45 変更請求の審査
- 規則 46 変更請求の公告
- 規則 47 加盟国の中央工業所有権庁への送付

第 X 編 審判請求

- 規則 48 審判請求書の内容
- 規則 49 審判請求の不許容としての却下
- 規則 50 審判請求の審査
- 規則 51 審判請求手数料の返還

第 XI 編 一般則

A 部 商標意匠庁の決定及び通信

規則 52 決定の方式

規則 53 決定における誤記の訂正

規則 53a 決定又は登録簿における記入の取消

規則 54 権利喪失の通知

規則 55 署名, 名称, 印章

B 部 口頭手続及び証拠調べ

規則 56 口頭手続への召喚

規則 57 商標意匠庁による証拠調べ

規則 58 鑑定人への委託

規則 59 証拠調べの費用

規則 60 口頭手続の調書

C 部 通知

規則 61 通知に関する一般規定

規則 62 郵便による通知

規則 63 手交による通知

規則 64 商標意匠庁内の郵便箱に投函することによる通知

規則 65 ファクシミリ装置及びその他の技術的手段による通知

規則 66 公示による通知

規則 67 代理人に対する通知

規則 68 通知における不備

規則 69 複数当事者の場合の書類の通知

D 部 期間

規則 70 期間の計算

規則 71 期間

規則 72 特別な場合における期間の満了日

E 部 手続の中断

規則 73 手続の中断

F 部 強制的回収手続の放棄

規則 74 強制的回収手続の放棄

G 部 代理

規則 75 共通代理人の選任

規則 76 委任

規則 77 代理

規則 78 職業代理人一覧の修正

H 部 書面による通信及び方式

規則 79 書面又は他の方法による通信

規則 79a 書面による通信の付属書類

規則 80 ファクシミリ装置による通信

規則 82 電子的手段による通信

規則 83 様式

J 部 共同体商標公報及び商標意匠庁公報

規則 85 共同体商標公報

規則 86 商標意匠庁公報

L 部 行政上の協力

規則 92 商標意匠庁と加盟国の当局との間の情報交換及び通信

規則 93 加盟国の裁判所若しくは当局による又はこれらを通じてのファイルの閲覧

M 部 費用

規則 94 費用の割当及び確定

N 部 言語

規則 95 請求及び宣言

規則 96 書面による手続

規則 97 口頭手続

規則 98 翻訳文

規則 99 翻訳文の法的信憑性

O 部 商標意匠庁の組織

規則 100 単一の構成員により行われる決定

第 XII 編 相互主義

規則 101 相互主義の公告

第 XIII 篇 標章の国際登録に関する手続

A 部 共同体商標出願及び共同体商標を基礎とする国際登録

規則 102 国際出願

規則 103 国際出願の審査

規則 104 国際出願の送付

規則 105 後に行う指定

規則 106 国際登録の基本出願又は登録への依存性

規則 107 更新

B 部 欧州共同体を指定する国際登録

- 規則 108 国際出願において主張される先順位
- 規則 109 先順位主張の審査
- 規則 110 商標意匠庁において主張される先順位
- 規則 111 先順位主張に影響を及ぼす決定
- 規則 112 絶対的拒絶理由に関する審査
- 規則 113 国際事務局への職権による仮拒絶の通知
- 規則 114 異議申立手続
- 規則 115 異議申立を基礎とする仮拒絶の通知
- 規則 116 保護付与の陳述
- 規則 117 国際事務局に対する無効の通知
- 規則 118 移転の登録の法的効力
- 規則 119 ライセンス及び他の権利の登録の法的効力
- 規則 120 移転、ライセンス又は所有者の処分権の制限の登録請求の審査
- 規則 121 団体標章
- 規則 122 国際登録の国内商標出願への変更
- 規則 123 国際登録のマドリッド議定書又はマドリッド協定の加盟国の指定への変更
- 規則 124 欧州共同体を指定する国際登録の共同体商標出願への変更

C 部 通信

- 規則 125 国際事務局との通信及び電子的方式
- 規則 126 言語の使用

第 2 卷 経過規定

第 3 卷 施行

前文

欧州共同体委員会は、
欧州共同体を設立する条約を顧慮し、
規則(EC)No. 3288/94により改正された、共同体商標に関する1993年12月20日の理事会規則(EC)No. 40/94、特に、その第140条を顧慮し、
欧州共同体商標意匠庁(以下「商標意匠庁」という)に対する単一出願を基礎として共同体全域に対して効力を有する商標を取得することが許される新しい商標制度を理事会規則(EC)No. 40/94(以下「理事会規則」という)により創設するが故に、
この目的のために、理事会規則の中に、共同体商標が登録されるに至るまでの手続並びに共同体商標の管理、商標意匠庁の決定に対する審判請求及び共同体商標の取消又は無効を求める際の一連の手続のために必要となる諸規定が含まれているが故に、
理事会規則第140条は、理事会規則を実施するための規則は実施規則において採択されるべき旨を規定しているが故に、
当該実施規則は、理事会規則第141条に定める手続に従って採択されるべきであるが故に、
そのため、本実施規則は、共同体商標に関する理事会規則の諸規定を実施するために必要な規則を定めるが故に、
その規則は、商標意匠庁における商標手続の円滑かつ能率的な処理を確保すべきであるが故に、
理事会規則第116条(1)に従い、同第26条(1)に規定する共同体商標出願の全ての要素及び公告することが本実施規則に定められているその他全ての情報は、共同体の全ての公用語により公告すべきであるが故に、
ただし、商標自体、名称、宛先、日付及びこれらに類するその他全ての事項を共同体の全ての公用語により翻訳して公告することは適切でないが故に、
商標意匠庁は、商標意匠庁における手続のための標準様式を利用に供するべきであるが故に、
本規則に構想した諸措置は、理事会規則第141条に基づいて設立される委員会の意見に従ったものであるが故に、
本規則を採択した。

第1巻

理事会規則を実施する規則は、以下の通りとする。

第I編 出願手続

規則1 出願の内容

(1) 共同体商標出願には、次のものを含める。

(a) 共同体商標としての商標登録の願書

(b) 出願人の名称、宛先及び国籍並びに出願人が居住するか、所在地又は施設を有している国。自然人の名称については、姓及び名を記載する。法人及び理事会規則第3条に該当する団体の名称は、公式の名称を記載し、かつ、法人の法的形態を含めるものとするが、慣習上の省略形を用いてもよい。電話番号、ファクス番号、電子メール宛先及び出願人が通信の受領を受諾するその他のデータ通信手段の詳細を記載することができる。各出願人については、原則として1の宛先のみを記載する。複数の宛先が記載されている場合は、出願人が当該複数の宛先の1を送達宛先として指定する場合を除き、最初に記載されている宛先のみが考慮される。

(c) 登録される商標の対象である商品及びサービスの一覧であって規則2に従うもの又は先の共同体商標出願の商品及びサービスの一覧への言及

(d) 規則3に従う商標の表示

(e) 出願人が代理人を選任しているときは、その名称及びその営業所の宛先であって(b)に従うもの。代理人が複数の営業所の宛先を有する場合又は営業所の宛先が異なる2以上の代理人がいる場合は、出願において、送達宛先として使用する宛先を指定する。当該指定がない場合は、最初に記載された宛先のみが送達宛先として考慮される。

(f) 理事会規則第30条により先の出願の優先権を主張する場合は、その旨の宣言であって、当該先の出願の日付及び当該先の出願がその国において又はその国について提出された国名を記載したもの

(g) 理事会規則第33条により博覧会による優先権を主張する場合は、その旨の申立であって、当該博覧会の名称及び当該商品又はサービスが最初に展示された日付を記載したもの

(h) 1の加盟国において登録された1又は複数の先の商標であって、ベネルクス諸国で登録された商標又は加盟国において効力を有する国際協定に基づいて登録された商標を含むもの(以下、理事会規則第34条にいう「先の登録商標」という)の先順位を理事会規則第34条により主張する場合は、その旨の宣言であって、当該先の商標がその国において又はその国について登録された1又は複数の加盟国、当該登録の効力が発生した日付、当該登録の番号並びに登録されている当該先の商標の対象である商品及びサービスを記載したもの

(i) 該当する場合は、出願が理事会規則第64条による共同体団体標章の登録についてのものである旨の陳述

(j) 出願における言語及び理事会規則第115条(3)による第2言語の明示

(k) 規則79に従う出願人又はその代理人の署名

(1) 該当する場合は、理事会規則第39条(2)にいう調査報告書の請求

(2) 共同体団体標章出願には、その使用規約を含めることができる。

(3) (廃止)

(4) 複数の出願人がいる場合は、出願には、1 の出願人又は代理人を共通の代理人として選任する旨を含めることができる。

規則 3 標章の表示

(1) 出願人が特別な図形的特徴又は色彩についての主張を望まない場合は、標章は通常の書体で、例えば、出願書類において当該文字、数字及び記号をタイプ印書することにより、複製する。小文字及び大文字の使用は許容され、また、商標意匠庁による標章の公告及び登録もその態様でなされる。

(2) (1)にいう以外の場合及び出願が電子的手段で行われる場合を除き、標章は、出願の本文を表示した用紙とは別個の用紙に複製する。標章を複製する用紙は、DIN規格 A4判(縦 29.7cm, 横 21cm)を超えないものとし、複製に使用する面積(タイプエリア)は縦 26.2cm, 横 17cm を超えないものとする。余白は、左側に少なくとも 2.5cm をとる。標章の正しい位置が明白でない場合は、各々の複製につき「上部」という語を付すことにより標章の正しい位置を示す。標章の複製は、共同体商標公報への掲載のために縦 16cm, 横 8cm 以下の寸法で縮小又は拡大することができるような良質のものとする。

(3) (2)の適用を受ける場合は、その旨の表示を出願に含める。出願には、標章の説明を含めることができる。

(4) 立体標章の登録出願をする場合は、その旨の指摘を出願に含める。標章の表示は、標章の写真複製か又は図解表示から構成しなければならない。表示には、標章の最多 6 の異なる斜視図を含めることができる。

(5) 色彩による登録を出願する場合は、(2)に基づく標章の表示は、標章の色彩付き複製から構成しなければならない。標章を構成する色彩は語句でも表示するものとし、また、認められている色彩コードへの言及を付記することができる。

(6) 音響標章の登録を出願する場合は、商標の表示は音響の図式表示、特に楽譜から構成する。出願が電子的手段により行われる場合は、音響を含む電子ファイルを添付することができる。商標意匠庁長官は、電子ファイルの書式及び最大サイズを決定する。

規則 6 優先権の主張

(1) 出願人は、出願において理事会規則第 30 条による 1 又は複数の先の出願の優先権を主張する場合は、出願日から 3 月以内に、先の出願の出願番号を表示し、かつ、先の出願の謄本を提出しなければならない。当該謄本は、それが先の出願の正確な謄本であることを先の出願を受理した当局が認証したものでなければならず、また、当該謄本には、先の出願の出願日を記載した当該当局発行の証明書を添付しなければならない。先の出願が共同体商標出願であるときは、商標意匠庁は、職権で、共同体商標出願のファイルに先の出願の謄本を含める。

(2) 出願人は、出願の後において理事会規則第 30 条による 1 又は複数の先の出願の優先権の主張を希望する場合は、出願日から 2 月の期間内に、当該先の出願の日付及び当該先の出願がその国において又はその国について提出された国を記載した優先権の宣言書を提出する。

(1)に基づいて要求される表示及び証拠は、優先権の宣言書が受領された日から 3 月の期間内に商標意匠庁に提出する。

(3) 先の出願の言語が商標意匠庁の言語の 1 でない場合は、商標意匠庁は、出願人に対し、

商標意匠庁が指定する 3 月以上の期間内に、商標意匠庁の言語の 1 による当該先の出願の翻訳文を提出するよう要求する。

(4) 商標意匠庁長官は、出願人が提出すべき証拠を(1)に基づいて必要とされるより少ないもので構成できる旨を決定することができる。ただし、商標意匠庁がその必要とする情報を他の情報源から入手できることを条件とする。

規則 7 博覧会による優先権

(1) 出願人は、出願において理事会規則第 33 条に基づく博覧会による優先権を主張する場合は、出願日から 3 月以内に、博覧会における工業所有権の保護についての責任を有する当局が博覧会において交付した証明書を提出しなければならない。この証明書は、標章が商品又はサービスについて実際に使用された旨を宣言し、かつ、博覧会の開始日及び最初に公然使用された日付が博覧会の開始日と一致しない場合は、その最初に公然使用された日付が記載されたものでなければならない。証明書には、標章の実際の使用を特定する書類であって前記当局により正式に認証されたものを添付しなければならない。

(2) 出願人は、出願の後において博覧会による優先権の主張を希望する場合は、出願日から 2 月の期間内に、博覧会の名称及び商品又はサービスが最初に展示された日付を表示した優先権の宣言書を提出する。(1)に基づいて要求される表示及び証拠は、優先権の宣言書が受領された日から 3 月の期間内に商標意匠庁に提出する。

規則 8 国内商標の先順位の主張

(1) 出願人は、出願において理事会規則第 34 条にいう 1 又は複数の先の登録商標の先順位を主張する場合は、出願日から 3 月以内に、当該関係登録の謄本を提出する。当該謄本は、権原のある当局により当該関係登録の正確な謄本であることを認証されたものでなければならない。

(2) 出願人は、出願の後において理事会規則第 34 条にいう 1 又は複数の先の登録商標の先順位を主張する場合は、出願日から 2 月の期間内に、当該商標がその国において又はその国について登録されている 1 又は複数の加盟国、関係する登録の番号及び出願日並びに登録されている当該商標の対象である商品及びサービスを表示した先順位の宣言書を提出する。(1)に基づいて要求される証拠は、先順位宣言書が受領された日から 3 月の期間内に商標意匠庁に提出する。

(3) 商標意匠庁は、有効な先順位主張については、ベネルクス商標庁又は関係加盟国の中央工業所有権庁に通知する。

(4) 商標意匠庁長官は、出願人が提出すべき証拠を(1)に基づいて必要とされるより少ないもので構成できる旨を決定することができる。ただし、商標意匠庁がその必要とする情報を他の情報源から入手できることを条件とする。

規則 9 出願日の要件及び方式要件に関する審査

(1) 次の欠陥により、出願が出願日付与の要件を欠くものとなっている場合は、商標意匠庁は、その欠陥の存在を理由に出願日を付与することができない旨を出願人に通知する。

(a) 出願に次のものが含まれていないこと

(i) 共同体商標としての標章登録の願書

- (ii) 出願人を特定する情報
 - (iii) 登録される標章の対象である商品及びサービスの一覧
 - (iv) 商標の表示, 又は
- (b) 出願の基本手数料が, 出願から 1 月以内に, 商標意匠庁に対し又は加盟国の中央工業所有権庁又はベネルクス商標庁に出願をした場合は当該庁に対し納付されていないこと
 - (2) 当該通知が受領されてから 2 月以内に(1)にいう欠陥が是正された場合は, 全ての欠陥が是正された日を出願日として認定する。期限の到来前に欠陥が是正されない場合は, 当該出願は, 共同体商標出願として取り扱われない。納付済の手料金は全て還付される。
 - (3) 出願日が付与された場合において, 審査により次の事実が判明したときは, 商標意匠庁は, 同庁の指定する期間内に発見された欠陥を是正するよう出願人に求める。
 - (a) 規則 1, 規則 3 及び理事会規則 28 の要件又は理事会規則又は本規則に規定する出願を規制するその他の方式要件が満たされていないこと
 - (b) 委員会規則(EC)No. 2869/95(以下「手数料規則」という)に関連して解釈される理事会規則 26(2)に基づいて納付を要する類手数料の全額を商標意匠庁が受領していないこと
 - (c) 規則 6 及び規則 7 により出願時に又は出願日後 2 月以内に優先権が主張されている場合は, これらの規則の他の要件が満たされていないこと, 又は
 - (d) 規則 8 により出願時に又は出願日後 2 月以内に先順位が主張されている場合は, 規則 8 の他の要件が満たされていないこと
 - (4) 商標意匠庁は, 期限が到来する前に(3)(a)にいう欠陥が是正されない場合は, 当該出願を拒絶する。
 - (5) 期限が到来する前に未納付の類手数料が納付されない場合は, 当該出願は, 納付された額がどの類に充当されようとしているかが明らかである場合を除き, 取り下げられたものとみなす。どの類に充当されようとしているかを判断するための他の基準がない場合は, 商標意匠庁は, その類を当該分類の順序に従って選択する。出願は, 類手数料が納付されないか又はその全部が納付されていない類については, 取り下げられたものとみなす。
 - (6) (3)にいう欠陥が優先権の主張に関係するものである場合は, 当該出願についての優先権は消滅する。
 - (7) (3)にいう欠陥が先順位の主張に関係するものである場合は, 当該出願に関する先順位の権利は消滅する。
 - (8) (3)にいう欠陥が一部の商品及びサービスのみに関係するものである場合は, それら関係する商品及びサービスについてのみ, 出願は商標意匠庁により拒絶され, 又は優先権若しくは先順位の権利は消滅する。

規則 10 国内当局による調査

- (1) 理事会規則第 39 条(2)にいう調査報告書の請求が共同体商標出願において行われていないとき又は規則 4(c)にいう調査手数料が基本出願手数料の納付期限内に納付されないときは, 当該出願は, 中央工業所有権庁による調査の対象とされない。
- (2) 理事会規則第 39 条(2)による調査報告書の請求が, 国際事務局が国際登録を商標意匠庁に通知した日に始まる 1 月以内に商標意匠庁に対して行われていないとき又は調査手数料が同期間内に納付されないときは, 欧州共同体を指定する国際出願は, 中央工業所有権庁による調査の対象とされない。

規則 11 絶対的拒絶理由に関する審査

(1) 理事会規則第 7 条により、出願された商品又はサービスの全部又は一部について商標を登録することができない場合は、商標意匠庁は、登録を拒絶する理由を当該出願人に通知する。商標意匠庁は、出願人がその出願を取り下げ若しくは補正し、又はその所見を提出することができる期間を指定する。

(2) (削除)

(3) 出願人が期限内に登録を拒絶する理由を解消することができなかつた場合又は(2)に定める条件を遵守することができなかつた場合は、商標意匠庁は、当該出願をその全部又は一部について拒絶する。

規則 12 出願の公告

出願の公告には、次のものを含める。

(a) 出願人の名称及び宛先

(b) 該当する場合は、出願人が選任した代理人であつて、理事会規則 88 条(3)第 1 文の代理人に該当しない者の名称及び営業所の宛先。営業所の宛先を共有する複数の代理人がある場合は、最初に記載されている代理人の名称及び営業所の宛先のみを公告し、その際には、「及びその他」という文言を付す。営業所の宛先を共有しない 2 以上の代理人がある場合は、規則 1(1)(e)により決定された送達宛先のみを公告する。規則 76(9)に基づいて代理人の団体が選任されている場合は、当該団体の名称及び営業所の宛先のみを公告する。

(c) 標章の複製並びに規則 3 にいう要素及び説明。標章の複製が着色され又は色彩を含む場合は、公告は着色され、標章を構成する色彩及び該当する場合は色彩コードを表示する。

(d) ニース分類の類に従つて組分けをし、各々の商品及びサービスの組の先頭にその組が属する当該分類による類の番号を付した上で、当該分類による類の順序に従つて表示した商品及びサービスの一覧

(e) 出願日及び出願番号

(f) 該当する場合は、理事会規則第 30 条による優先権の主張に関する事項

(g) 該当する場合は、理事会規則第 33 条に基づく博覧会による優先権の主張に関する事項

(h) 該当する場合は、理事会規則第 34 条による先順位の主張に関する事項

(i) 該当する場合は、その使用の結果として商標が理事会規則第 7 条(3)により識別性を有するものとなっている旨の陳述

(j) 該当する場合は、出願が共同体団体標章に関するものである旨の陳述

(k) (削除)

(l) 出願における言語及び出願人が理事会規則第 115 条(3)により表示した第 2 言語

(m) 該当する場合は、出願が欧州共同体を指定する国際登録の理事会規則第 156 条による変更由来するものである旨の陳述並びにマドリッド議定書第 3 条(4)による国際登録の日付又はマドリッド議定書第 3 条の 3(2)による国際登録に続いて行われた欧州共同体への領域拡張が記録された日付及び該当する場合は国際登録の優先日

規則 13 出願の補正

(1) 理事会規則第 44 条に基づく出願の補正請求には、次のものを含める。

- (a) 出願番号
- (b) 規則 1 (1) (b) に従う出願人の名称及び宛先
- (c) (削除)
- (d) 訂正又は補正をすべき出願の要素及びその訂正又は補正をした後の当該要素の表示
- (e) 補正が標章の表示に関する場合は、規則 3 に従う補正後の標章の表示
- (2) (削除)
- (3) 商標意匠庁は、出願の補正を規制する要件が満たされない場合は、その欠陥について当該出願人に通知する。商標意匠庁は、同庁の指定する期間内に欠陥が是正されない場合は、補正請求を却下する。
- (4) 規則 15 から規則 22 までは、理事会規則第 44 条(2)により補正についての公告がなされた場合に準用する。
- (5) 同一の出願人による 2 以上の出願における同一の要素の補正については、単一の補正請求であることができる。補正請求が手数料の納付を必要とする場合は、その必要とされる手数料は、補正をすべき出願ごとに納付しなければならない。
- (6) (1) から (5) までは、出願人により選任された代理人の名称又は営業所の宛先の訂正を請求する場合に準用する。当該請求には、手数料の納付を必要としない。

規則 13a 出願の分割

- (1) 理事会規則第 44a 条による出願の分割の宣言には、次のものを含めなければならない。
 - (a) 出願番号
 - (b) 規則 1 (1) (b) に従う出願人の名称及び宛先
 - (c) 分割出願を形成すべき商品及びサービスの一覧又は複数の出願への分割が求められている場合は、各分割出願についての商品及びサービスの一覧
 - (d) 原出願に残留する商品及びサービスの一覧
- (2) 商標意匠庁が、(1) に定めた要件が満たされないか又は分割出願を形成する商品及びサービスの一覧が原出願に残留すべき商品及びサービスと重複すると認定した場合は、商標意匠庁は、同庁の指定する期間内に発見された欠陥を是正するよう出願人に求める。当該欠陥が期限の到来前に是正されないときは、商標意匠庁は分割の宣言を拒絶する。
- (3) 出願の分割の宣言が許容されない、理事会規則第 44a 条(2) (b) にいう期間は、次の通りである。
 - (a) 出願日が付与される前の期間
 - (b) 理事会規則第 42 条(1)に規定する出願の公告後 3 月の期間
 - (c) (削除)
- (4) 商標意匠庁は、分割の宣言が理事会規則第 44a 条又は(3) (a) 及び(b)により許容できないものであると認定した場合は、分割の宣言を拒絶する。
- (5) 商標意匠庁は、分割出願について別ファイルを設定するが、それは分割の宣言及びそれに関する通信を含む、原出願のファイルの完全な写しから構成される。商標意匠庁は、分割出願に新たな出願番号を割り振る。
- (6) 分割の宣言が理事会規則第 40 条により既に公告されている出願に関する場合は、当該分割は、共同体商標公報により公告される。分割出願は公告されるものとし、公告は、規則 12 にいう表示及び要素を含まなければならない。その公告は、異議申立についての新たな期間

を開始するものではない。

規則 14 公告における錯誤及び誤記の訂正

(1) 出願公告に商標意匠庁の責に帰すべき錯誤又は誤記が含まれていた場合は、商標意匠庁は、職権又は出願人の請求により、その錯誤又は誤記を訂正する。

(2) 規則 13 は、(1)にいう請求が出願人により提出された場合に準用する。当該請求は、手数料の納付を必要としない。

(3) 本規則に基づいて行われた訂正は、公告される。

(4) 理事会規則第 42 条(2)及び規則 15 から規則 22 までは、商品若しくはサービスの一覧又は標章の表示に関する訂正に準用する。

第 II 編 異議申立及び使用証明についての手続

規則 15 異議申立書

(1) 異議申立書は、理事会規則第 8 条(2)の意味における 1 又は複数の先の商標(以下「先の商標」という)又は理事会規則第 8 条(4)の意味における 1 又は複数の先の権利(以下「先の権利」という)を基礎として提出することができる。ただし、先の商標又は先の権利が全て同一所有者に属することを条件とする。先の商標及び/又は先の権利が複数の所有者に属する(共有)場合は、異議申立は、それらの何れかの者が又は全員でこれを行うことができる。

(2) 異議申立書には、次のものを含めなければならない。

(a) 異議を申し立てる出願の出願番号及び共同体商標の出願人の名称

(b) 異議申立の基礎となる先の商標又は先の権利の明確な特定、すなわち、

(i) 異議申立が理事会規則第 8 条(2)(a)又は(b)の意味における先の商標を基礎としている場合又は異議申立が理事会規則第 8 条(3)を基礎としている場合は、先の商標の出願番号又は登録番号の表示、先の商標が登録されているか又は登録出願であるかの表示及び該当する場合はベネルクス諸国を含み当該先の商標がその国において又はその国について保護されている加盟国の表示又は該当する場合はそれが共同体商標である旨の表示

(ii) 異議申立が理事会規則第 8 条(2)(c)の意味における周知標章を基礎としている場合は、当該標章が周知となっている加盟国の表示及び(i)にいう表示又は当該標章の表示

(iii) 異議申立が理事会規則第 8 条(4)の意味における先の権利を基礎としている場合は、その種類又は性質の表示、当該先の権利の表示及び当該先の権利が全共同体又は 1 若しくは複数の加盟国に存在するか否かの表示及びそうである場合は加盟国の表示

(c) 異議申立が基礎とする理由、すなわち、理事会規則第 8 条(1)、(3)、(4)及び(5)に基づく個別要件が満たされている旨の陳述

(d) 先の商標の出願日及び入手可能な場合は登録日及び優先日。ただし、それが無登録の周知商標である場合を除く。

(e) 登録され又は出願された先の商標の表示。当該先の商標が着色されている場合は、表示も着色していなければならない。

(f) 異議申立が基礎とする商品及びサービス

(g) 異議申立が理事会規則第 8 条(5)の意味における名声を有する先の商標を基礎としている場合は、その国において商標が名声を有する加盟国並びに当該商標の対象である商品及びサービスの表示

(h) 異議申立人に関して、

(i) 規則 1(1)(b)に従う異議申立人の名称及び宛先

(ii) 異議申立人が代理人を選任している場合は、規則 1(1)(e)に従う当該代理人の名称及び営業所の宛先

(iii) ライセンシー又は関係国内法に基づいて先の権利を行使することができる者が異議を申し立てた場合は、その旨の陳述及び当該異議を申し立てることの委任又は権原に関する表示

(3) 異議申立書は次のものを含むことができる。

(a) 異議申立の対象である商品及びサービスの表示。当該表示を欠くときは、異議申立は、異議申立を受けた共同体商標出願の商品及びサービスの全部を対象にするものとみなす。

(b) 異議申立が依拠する主な事実及び抗論を記載した理由を付した陳述書並びに当該異議申立を支持する証拠

(4) 異議申立が複数の先の商標又は先の権利を基礎とする場合は、(2)及び(3)をこれら権利の各々に適用する。

規則 16 異議申立書における言語の使用

(1) 異議申立人がその異議申立の翻訳文を提出しなければならない、理事会規則第 115 条(6)にいう期限は、異議申立期間の満了から 1 月とする。

(2) 異議申立人又は出願人が規則 18(1)により異議申立手続が開始されたとみなされる日前に、商標意匠庁に対し、理事会規則第 115 条(7)による異議申立手続のための異なる言語に関して合意していることを通知した場合は、当該異議申立人は、異議申立がその言語でなされていなくても、前記の日から 1 月の期間内にその言語による異議申立の翻訳文を提出する。当該翻訳文が提出されず又は遅延提出の場合は、当該手続言語は変更されないままとする。

規則 16a 申立人の情報

異議申立人により提出された異議申立書及び書類並びに規則 18 にいう期間の満了前に商標意匠庁により関係当事者の 1 に宛てられた通信は、異議申立の導入を知らせる目的で他の当事者に送付される。

規則 17 許容の審査

(1) 異議申立手数料が異議申立期間内に納付されなかった場合は、当該異議は申し立てられなかったものとみなす。異議申立手数料が異議申立期間の満了後に納付された場合は、それは異議申立人に還付される。

(2) 異議申立書が異議申立期間内に提出されなかった場合又は異議申立書が異議申立の対象とする出願若しくは規則 15(2) (a) 及び (b) に従い当該異議申立が基礎とする先の商標若しくは先の権利を明確に特定せず若しくは規則 15(2) (c) に従う異議申立の理由を含まない場合及びそれらの欠陥が異議申立期間の満了前に是正されなかった場合は、商標意匠庁は、当該異議申立を許容できないものとして却下する。

(3) 異議申立人が規則 16(1)に基づいて要求される翻訳文を提出しない場合は、当該異議申立は許容できないものとして却下される。異議申立人が不完全な翻訳文を提出した場合は、翻訳されていない異議申立書の部分は、許容性の審査では考慮されない。

(4) 異議申立書が規則 15 のその他の規定に従っていない場合は、商標意匠庁は、異議申立人にその旨を知らせ、かつ、2 月の期間内に発見された欠陥を是正するよう異議申立人に求める。当該欠陥が期限の到来前に是正されない場合は、商標意匠庁は、当該異議申立を許容できないものとして却下する。

(5) (1)により異議申立書が提出されなかったものとみなす何れの認定も、また、(2)、(3)及び(4)に基づいて許容できないものとして異議申立を却下する何れの決定も、出願人に通知される。

規則 18 異議申立手続の開始

(1) 異議申立が規則 17 により許容できると認定されたときは、商標意匠庁は、全当事者に通

知を送付し、異議申立手続が当該通知の受領の2月後に開始するものとみなす旨を知らせる。この期間は、当該期間の満了前に双方の当事者が延長請求を提出したときは、計24月まで延長することができる。

(2) 出願が(1)にいう期間内に取り下げられ若しくは異議申立の対象でない商品及びサービスに限定されたか、又は商標意匠庁が当事者間の和解について通知されたか、又は出願が平行する手続において却下された場合は、異議申立手続は終結する。

(3) 出願人が(1)にいう期間内に異議申立の対象である商品及びサービスの一部を削除することにより出願を限定した場合は、商標意匠庁は、異議申立人に対し、当該申立人が異議申立を維持するか否か及び維持する場合は残存商品及びサービスの何れに対する異議申立を維持するかを、同庁の指定する期間内に陳述するよう求める。異議申立人が当該限定を考慮して異議申立を取り下げた場合は、異議申立手続は終結する。

(4) (1)にいう期間の満了前に、異議申立手続が(2)又は(3)により終結した場合は、費用に関する決定は行われぬ。

(5) (1)にいう期間の満了前に、異議申立手続が出願の取下又は限定の後又は(3)により終結した場合は、異議申立手数料は還付される。

規則19 異議申立の実証

(1) 商標意匠庁は、異議申立人に対して、その者の異議申立を裏付ける事実、証拠及び抗論を提出する機会を与え、又は商標意匠庁の指定する期間であって異議申立手続が規則18(1)に従い開始されたとみなされる日に始まる少なくとも2月以内に、規則15(3)により既に提出済の事実、証拠又は抗論を完成する機会を与える。

(2) (1)にいう期間内に、異議申立人は、自己の先の商標又は権利の保護の存在、有効性及び範囲の証拠並びに当該異議を申し立てる権原を立証する証拠も提出しなければならない。特に、異議申立人は、次の証拠を提出しなければならない。

(a) 当該異議申立が共同体商標でない商標を基礎としている場合は、次のものを提出することによる、その出願又は登録の証拠

(i) 商標が未登録のときは、商標出願を行った行政当局から交付された関係する出願証明書の謄本又は同等の書類、又は

(ii) 商標が登録済のときは、関係する登録証明書の謄本及び場合に応じて当該商標の保護期間が(1)にいう期限を超えて延長されること及びその何らかの延長を示す最新の更新証明書の謄本又は当該商標を登録した行政当局から交付された同等の書類

(b) 異議申立が理事会規則第8条(2)(c)の意味における周知標章を基礎としている場合は、この標章が関係領域において周知であることを示す証拠

(c) 異議申立が、(a)にいう証拠に加え、理事会規則第8条(5)の意味における名声を有する標章を基礎としている場合は、当該標章が名声を有することを示す証拠及び出願済商標の正当な理由のない使用は、先の商標の識別性又は名声を不公正に利用し又は害することになることを示した証拠又は抗論

(d) 異議申立が理事会規則第8条(4)の意味における先の権利を基礎としている場合は、その取得の証拠、当該権利の保護の継続的存在及び範囲

(e) 異議申立が理事会規則第8条(3)を基礎としている場合は、異議申立人の所有権の証拠及び代理人又は代表者との関係の内容の証拠

(3) (1)及び(2)にいう情報及び証拠は、手続言語によるか又は翻訳文を添付する。翻訳文は原本書類を提出するために指定された期限内に提出しなければならない。

(4) 商標意匠庁は、自己の指定する期限内に提出されなかったか又は手続言語に翻訳されなかった書面提出物若しくは書類又はその一部を考慮しない。

規則 20 異議申立の審査

(1) 規則 19(1)にいう期間の満了までに異議申立人が自己の先の商標又は先の権利の存在、有効性及び保護範囲並びに異議申立の権原を立証しなかった場合は、当該異議申立は、基礎のないものとして却下される。

(2) 異議申立が(1)により却下されない場合は、商標意匠庁は、異議申立人の提出物を出願人に送達し、商標意匠庁の指定する期間内に所見を提出するよう求める。

(3) 出願人が所見を提出しない場合は、商標意匠庁は、当該異議申立に関する同庁の査定については同庁における証拠を基礎とする。

(4) 出願人が提出した所見は、異議申立人に送達され、異議申立人は、商標意匠庁がそうすることを必要とみなすときは、同庁の指定する期間内に返答するよう求められる。

(5) 規則 18(2)及び(3)は、異議申立手続が開始するとみなされる日の後に準用する。

(6) 該当する場合は、商標意匠庁は、異議申立の当事者に対し、その者の所見を特定の争点に限定するよう求めることができ、その場合は、商標意匠庁は、当事者に対し、手続の後の段階で他の争点を提起することを許容する。何れの場合においても、商標意匠庁は、何れの事実又は証拠が提出できた筈又は提出されなかったかを当事者に通知する必要は全くない。

(7) 商標意匠庁は、次の通り異議申立手続を中止することができる。

(a) 異議申立が理事会規則第 8 条(2)(b)による登録出願を基礎とする場合は、当該出願手続において最終決定が行われるまで

(b) 異議申立が理事会規則(EEC)No. 2081/92 に基づいて地理的表示又は原産地名称についての登録出願を基礎とする場合は、当該出願手続において最終決定が行われるまで、又は

(c) 状況に基づき中止が適切である場合

規則 21 複数の異議申立

(1) 商標意匠庁は、同一の共同体商標出願に対して複数の異議が申し立てられている場合は、それらを 1 組の手続において取り扱うことができる。商標意匠庁は、その後において、それらをもはやこの方法で取り扱わない旨を決定することができる。

(2) 1 又は複数の異議申立について予備審査をした結果、登録出願の対象である共同体商標が求められている登録の対象である商品又はサービスの一部又は全部についての登録に不適合の可能性のあることが明らかとなった場合は、商標意匠庁は、その他の異議申立手続を中止することができる。商標意匠庁は、続行される手続中になされた決定で関係するものは全て、その他の異議申立人に通知する。

(3) 出願を拒絶する旨の決定が確定した場合は、(2)に従ってその決定が延期された異議申立については、これを処分がなされたものとみなし、また、その旨が関係異議申立人に通知される。当該処分は、理事会規則第 81 条(4)の意味における判決に至らなかった事件を構成するものとみなされる。

(4) 商標意匠庁は、(1)、(2)及び(3)に従ってその者の異議申立が処分されたものとみなされ

た各異議申立人が納付した異議申立手数料については、その 50%を還付する。

規則 22 使用証明

(1) 理事会規則第 43 条(2)又は(3)による使用証明の請求は、出願人が当該請求を規則 20(2)により商標意匠庁の指定する期間内に提出した場合に限り許容される。

(2) 異議申立人が使用証明を提出するか又は不使用について正当な理由が存在することを示すべきこととなった場合は、商標意匠庁は、異議申立人に対し、同庁の指定する期間内に要求された証明を提出するよう求める。商標意匠庁は、異議申立人が当該証明を期限の到来前に提出しない場合は、その異議申立を却下する。

(3) 使用証明の提出に関する表示及び証拠は、登録されている対抗する商標の対象である商品及びサービスであって異議申立の基礎とするものについて使用した場所、期間、範囲及び性質に関する表示並びにこれらの表示の裏付となる(4)に従う証拠からなる。

(4) 証拠は、規則 79 及び規則 79a に従って提出するものとし、原則として、包装、ラベル、価格表、カタログ、送り状、写真、新聞広告及び理事会規則第 76 条(1)(f)にいう書面による陳述のような裏付となる書類及び品目の提出に限定される。

(5) 使用証明の請求は、当該異議申立が基礎とする理由に関する所見を同時に提出するか又はそれなしで行うことができる。当該所見は、使用証明に応答する所見と共に提出することができる。

(6) 異議申立人が提供した証拠が異議申立手続の言語によるものでない場合は、商標意匠庁は、異議申立人に対し、当該証拠の当該言語による翻訳文を同庁の指定する期間内に提出するよう要求することができる。

第 III 編 登録手続

規則 23 商標の登録

(1) 異議が申し立てられなかった場合又は申し立てられた異議が取下、却下又は他の処分をもって最終的に処分に付された場合は、出願された商標及び規則 84(2)にいう事項は、共同体商標登録簿に記録される。

(2) 登録は、共同体商標公報において公告する。

規則 24 登録証

(1) 商標意匠庁は、商標所有者に対し、規則 84(2)に定める登録簿における登録事項及びそれらの事項が登録簿に記録されている旨の陳述を記載した登録証を交付する。

(2) 商標意匠庁は、手数料の納付を条件として、登録証の認証付き又は認証なしの謄本を交付する。

規則 25 登録の変更

(1) 理事会規則第 48 条(2)による登録の変更請求には、次のものを含める。

(a) 登録番号

(b) 規則 1(1)(b)に従う標章所有者の名称及び宛先

(c) (削除)

(d) 標章の表示における変更すべき要素及び変更後の当該要素の表示

(e) 規則 3 に従う変更後の標章の表示

(2) 当該請求は、必要とされる手数料が納付されるまでは提出されていないものとみなす。商標意匠庁は、当該手数料が納付されないか又は満額で納付されない場合は、当該請求人にその旨を通知する。

(3) 商標意匠庁は、登録の変更を規制する要件が満たされない場合は、その欠陥を当該請求人に通知する。商標意匠庁は、欠陥が同庁の指定する期間内に是正されない場合は、当該請求を却下する。

(4) 変更の登録について理事会規則第 48 条(3)による異議が申し立てられる場合は、理事会規則及び本規則に含まれる異議申立に関する規定が準用される。

(5) 同一の所有者についての 2 以上の登録に含まれる同一の要素の変更請求は、単一の請求とすることができる。必要とされる手数料は、変更すべき各登録について納付する。

規則 25a 登録の分割

(1) 理事会規則第 48a 条による登録の分割の宣言には、次のものを含める。

(a) 登録番号

(b) 規則 1(1)(b)に従う商標所有者の名称及び宛先

(c) 分割登録を形成する商品及びサービスの一覧又は複数の分割登録への分割を求める場合は分割登録ごとの商品及びサービスの一覧

(d) 原登録に残存する商品及びサービスの一覧

(2) 商標意匠庁が(1)に定めた要件が満たされないか又は分割登録を形成する商品及びサービスの一覧が原登録に残存する商品及びサービスと重複すると認める場合は、商標意匠庁は、

同庁の指定する期間内に発見された欠陥を是正するよう請求人に求める。当該欠陥が期限の到来前に是正されないときは、商標意匠庁は分割の宣言を拒否する。

(3) 商標意匠庁が分割の宣言は理事会規則第 48a 条により許容できないと認める場合は、商標意匠庁は分割の宣言を拒否する。

(4) 商標意匠庁は、分割登録について別個のファイルを作成するものとし、そのファイルは分割宣言及びそれに関する通信を含む原登録のファイルの完全な写から構成される。商標意匠庁は、分割登録には新登録番号を割り振る。

規則 26 共同体商標の所有者又はその登録代理人の名称又は宛先の変更

(1) 共同体商標の所有者の名称又は宛先の変更であって、理事会規則第 48 条(2)による共同体商標の変更に該当せず、かつ、当該登録商標の全部又は一部の移転に起因しないものは、当該所有者の請求により、登録簿に記録する。

(2) 登録商標の所有者の名称又は宛先の変更請求には、次のものを含める。

(a) 当該商標の登録番号

(b) 登録簿に記録されている当該商標の所有者の名称及び宛先

(c) 規則 1(1)(e)に従う変更後の当該商標所有者の名称及び宛先の表示

(d) (削除)

(3) 当該請求は手数料の納付を条件としない。

(4) 同一の所有者についての 2 以上の登録に関する名称又は宛先の変更請求は、単一の請求とすることができる。

(5) 商標意匠庁は、変更の記録を規制する要件が満たされない場合は、その欠陥を当該請求人に通知する。商標意匠庁は、欠陥が同庁の指定する期間内に是正されない場合は、当該請求を却下する。

(6) (1)から(5)までは、登録代理人の名称又は宛先の変更について準用する。

(7) (1)から(6)までは、共同体商標出願について準用する。変更は、商標意匠庁が保管する当該共同体商標出願に関するファイルに記録する。

規則 27 登録簿及び登録の公告における錯誤及び誤記の訂正

(1) 商標登録又はその公告が商標意匠庁の責に帰すべき錯誤又は誤記を含む場合は、商標意匠庁は、同庁の職権で又は所有者の請求により、その誤記又は錯誤を訂正する。

(2) 規則 26 は、所有者により当該請求が提出された場合に準用する。当該請求は、手数料の納付を条件としない。

(3) 商標意匠庁は、本条規則に基づいてなされた訂正を公告する。

規則 28 共同体商標の登録後における先順位の主張

(1) 理事会規則第 34 条にいう 1 又は複数の先の登録商標の先順位を確保するための理事会規則第 35 条による請求には、次のものを含める。

(a) 共同体商標の登録番号

(b) 規則 1(1)(b)に従う共同体商標の所有者の名称及び宛先

(c) (削除)

(d) 当該先の商標がその国において又はその国について登録されている 1 又は複数の加盟国、

当該関係する登録の番号及び出願日並びに登録されている当該先の商標の対象である商品及びサービスの表示

(e) 主張される先順位の対象である商品及びサービスの表示

(f) 関係する登録の謄本。当該謄本は、権原のある当局により関係する登録の正確な謄本であることを認証されたものでなければならない。

(2) 商標意匠庁は、先順位の主張を規制する要件が満たされない場合は、その欠陥を請求人に通知する。商標意匠庁は、欠陥が同庁の指定する期間内に是正されない場合は、請求を却下する。

(3) 商標意匠庁は、有効な先順位の主張については、ベネルクス商標庁又は関係加盟国の中央工業所有権庁に通知する。

(4) 商標意匠庁長官は、請求人が提出すべき資料を(1)(f)に基づいて必要とされるより少ないもので構成できる旨を決定することができる。ただし、商標意匠庁がその必要とする情報を他の情報源から入手できることを条件とする。

第V編 移転、ライセンス及びその他の権利、変更

規則 31 移転

- (1) 理事会規則第 17 条に基づく移転の登録請求には、次のものを含める。
 - (a) 共同体商標の登録番号
 - (b) 規則 1(1)(b)に従う新たな所有者についての事項
 - (c) 移転が登録の対象である商品又はサービスの全てについてはなされない場合は、登録の対象である商品又はサービスであって当該移転に関係するものの事項
 - (d) 理事会規則第 17 条(2)及び(3)に従う当該移転の正式な設定書類
- (2) 該当する場合は、当該請求には、規則 1(1)(e)に従って定められるべき新たな所有者の代理人の名称及び営業所の宛先を含めることができる。
- (3) (削除)
- (4) (削除)
- (5) 次の事実は、(1)(d)に基づく移転の十分な裏付を構成する。
 - (a) 移転の登録請求に登録所有者又はその代理人及び権原の承継人又はその代理人の署名があること、又は
 - (b) 当該請求が権原の承継人により提出された場合は、当該請求に、その権原の承継人の登録に登録の所有者又はその代理人が同意する旨の宣言書であって、登録所有者又はその代理人の署名のあるものが添付されていること、又は
 - (c) 当該請求に、規則 83(1)(d)に定める完全な移転用の様式又は書類であって、登録所有者又はその代理人及び権原の承継人又はその代理人の署名のあるものが添付されていること
- (6) 理事会規則第 17 条(1)から(4)まで、前記(1)から(4)まで及び他の適用規則に規定する、移転の登録につき適用される条件が満たされない場合は、商標意匠庁は、その欠陥を当該請求人に通知する。商標意匠庁は、欠陥が同庁の指定する期間内に是正されない場合は、移転の登録請求を却下する。
- (7) 2 以上の標章についての移転の登録請求は、各事件において登録所有者と権原の承継人が同一であることを条件として、単一の請求ですることができる。
- (8) (1)から(7)までは、共同体商標出願について準用する。移転は、商標意匠庁が保管する当該共同体商標出願に関するファイルに記録する。

規則 32 一部移転

- (1) 移転の登録請求が登録されている標章の対象である商品及びサービスの一部のみに関係する場合は、請求には、一部移転に関係する商品及びサービスの表示を含める。
- (2) 原登録における商品及びサービスは、残存登録と新たな登録との間で、残存登録と新たな登録における商品及びサービスが重複しないように振り分ける。
- (3) 規則 31 は、一部移転の登録請求について準用する。
- (4) 商標意匠庁は、新たな登録のために別個のファイルを作成し、当該ファイルは、一部移転の登録請求及びそれに関する通信を含む、原登録のファイルの完全な謄本からなる。商標意匠庁は、新たな登録に対して新たな登録番号を割り当てる。
- (5) 原登録について係属中である原所有者によりなされた請求は全て、残存登録及び新たな登録について係属中のものとみなす。当該請求が手数料の納付を条件としており、かつ、こ

これらの手数料が原所有者により納付済の場合は、新たな所有者は、当該請求について如何なる追加手数料も納付すべき義務を負わない。

規則 33 ライセンス及びその他の権利の登録

(1) 規則 31(1), (2), (5)及び(7)は、ライセンス、ライセンスの移転、対物的権利、対物的権利の移転、強制執行措置又は破産手続の各登録について準用する。ただし、次に従うことを条件とする。

(a) 規則 31(1)(c)は、対物的権利、強制執行又は破産手続の各登録については適用しない。

(b) 規則 31(1)(d)及び(5)は、請求が共同体商標の所有者によりなされた場合は、適用しない。

(2) ライセンス、ライセンスの移転、対物的権利、対物的権利の移転又は強制執行措置の各登録請求は、必要な手数料が納付されるまでは提出されたものとみなさない。

(3) 理事会規則第 19 条から第 22 条まで、本条規則(1)及び規則 34(2)並びに他の適用規則に定める、登録に適用される条件が満たされていない場合は、商標意匠庁は、その不備を請求人に通知する。商標意匠庁は、不備が同庁の指定する期間内に訂正されない場合は、登録請求を却下する。

(4) (1)及び(3)は、共同体商標に関する各請求について準用する。ライセンス、対物的権利、破産手続及び強制執行措置は、商標意匠庁が保管する当該共同体商標出願に関するファイルに記録する。

規則 34 ライセンスの登録に関する特別規定

(1) ライセンスの登録請求には、次に掲げる 1 又は複数のものとしてのライセンスを登録簿に記録する請求を含めることができる。

(a) 排他的ライセンス

(b) 自らのライセンスが登録簿に記録されているライセンシーによりライセンスが許諾される場合のサブライセンス

(c) 登録されている標章の対象である商品又はサービスの一部のみに限定されたライセンス

(d) 共同体の一部地域に限定されたライセンス

(e) 一時的なライセンス

(2) (1)(c), (d)及び(e)によるライセンスとしてのライセンスを記録する請求がなされる場合は、ライセンスの登録請求には、許諾される当該ライセンスの対象である商品及びサービス並びに共同体の地域部分及び期間を表示しなければならない。

規則 35 ライセンス及びその他の権利の登録の抹消又は修正

(1) 規則 33(1)に基づいてされた登録は、関係人の 1 の請求があったときは、抹消される。

(2) 請求には、次のものを含める。

(a) 当該共同体商標の登録番号、及び

(b) 登録を抹消しようとする権利についての事項

(3) ライセンス、対物的権利又は強制執行措置についての抹消請求は、必要な手数料が納付されるまでは提出されたものとみなさない。

(4) 請求には、登録された権利がもはや存在しないことを示す書類又は当該登録の抹消に同

意する旨のライセンシー若しくはその他の権利の所有者による陳述書を添付しなければならない。

(5) 商標意匠庁は、登録の抹消に関する要件が満たされていない場合は、その不備を請求人に通知する。商標意匠庁は、不備が同庁の指定する期間内に訂正されない場合は、当該登録の抹消請求を却下する。

(6) (1)、(2)、(4)及び(5)は、規則 33(1)に基づいてされた登録の修正請求について準用する。

(7) (1)から(6)までは、規則 33(4)によりファイルになされた記入について準用する。

第 VI 編 放棄

規則 36 放棄

(1) 理事会規則第 49 条による放棄の宣言には、次のものを含める。

(a) 共同体商標の登録番号

(b) 規則 1(1)(b)に従う所有者の名称及び宛先

(c) (削除)

(d) 登録されている商標の対象である商品及びサービスの一部についてのみ放棄の宣言をする場合は、宣言される放棄の対象である商品及びサービス又は登録を存続させる商標の対象である商品及びサービス

(2) 共同体商標に関する第三者の権利が登録簿に登録されている場合は、その放棄についての同意の宣言書に当該権利の所有者又はその代理人の署名が付されている事実は、その放棄についての当該第三者の合意の十分な裏付となる。ライセンスが登録されている場合は、放棄は、当該共同体商標の所有者がそれを放棄する自己の意思をライセンシーに通知した事実を商標意匠庁に確信させた日から 3 月後に登録される。当該期間の満了前に、所有者がライセンシーの同意があることを商標意匠庁に対して証明した場合は、放棄は直ちに登録される。

(3) 商標意匠庁は、放棄を規制する要件が満たされていない場合は、宣言をした者にその欠陥を通知する。商標意匠庁は、欠陥が同庁の指定する期間内に是正されない場合は、放棄の登録簿への記入を拒絶する。

第 VII 編 取消及び無効

規則 37 取消又は無効宣言を求める請求

理事会規則第 55 条による商標意匠庁に対する取消又は無効宣言を求める請求には、次のものを含める。

- (a) 求められる取消又は無効宣言の対象である登録については,
 - (i) 求められる取消又は無効宣言の対象である共同体商標の登録番号
 - (ii) 求められる取消又は無効宣言の対象である共同体商標の所有者の名称及び宛先
 - (iii) 求められる取消又は無効宣言の対象である登録商品及びサービスの陳述
- (b) 請求の基礎とする理由については,
 - (i) 理事会規則第 50 条又は第 51 条による請求の場合は、取消又は無効宣言を求める請求の基礎である理由の陳述
 - (ii) 理事会規則第 52 条(1)による請求の場合は、無効宣言を求める請求の基礎である権利についての事項及び必要な場合は、請求人が無効であることの理由として先の権利を引用することができることを示す事項
 - (iii) 理事会規則第 52 条(2)による請求の場合は、無効宣言を求める請求の基礎である権利についての事項及び請求人が理事会規則第 52 条(2)にいう先の権利の所有者であること又はその者が適用される国内法に基づいてその権利について主張をすることができることを示す事項
 - (iv) これらの理由を裏付けるものとして提出する事実、証拠及び抗論の表示
- (c) 請求人については,
 - (i) 規則 1(1)(b)に従うその名称及び宛先
 - (ii) 請求人が代理人を選任している場合は、規則 1(1)(e)に従うその代理人の名称及び営業所の宛先

規則 38 取消又は無効の手続に使用される言語

- (1) 取消又は無効宣言の請求人がその請求の翻訳文を提出しなければならない、理事会規則第 115 条(6)にいう期限は、その請求日から始まる 1 月とし、それを行わないときは、当該請求は、許容できないものとして却下される。
- (2) 請求を裏付ける証拠が取消又は無効手続の言語で提出されていない場合は、請求人は、当該証拠を提出した日後 2 月の期間内に、その証拠のその言語による翻訳文を提出しなければならない。
- (3) 取消若しくは無効宣言の請求人又は当該共同体商標の所有者が、当該所有者により規則 40(1)にいう通信が受領された後 2 月の期間が満了する前に、商標意匠庁に対し、理事会規則第 115 条(7)により異なる言語を手続の言語とすることに双方が同意している旨を通知した場合において、当該請求がその言語で提出されなかったときは、当該請求人は、前記日付から 1 月の期間内にその言語による当該請求の翻訳文を提出しなければならない。当該翻訳文が提出されないか又は遅延提出の場合は、手続言語は不変のままとする。

規則 39 取消又は無効宣言を求める請求の不許容としての却下

- (1) 商標意匠庁は、必要とされる手数料が納付されていないと認定する場合は、請求人に対

し、同庁の指定する期間内に当該手数料を納付するよう求める。商標意匠庁は、必要とされる手数料が同庁の指定する期間内に納付されない場合は、請求人に対し、取消又は無効宣言を求める請求が提出されなかったものとみなす旨を通知する。当該手数料が指定期間の満了後に納付された場合は、その手数料は請求人に還付される。

(2) 規則 38(1)に基づいて必要とされる翻訳文が所定の期間内に提出されない場合は、商標意匠庁は、取消又は無効宣言を求める請求を許容できないものとして却下する。

(3) 商標意匠庁は、請求が規則 37 に適合していないと認定する場合は、同庁の指定する期間内に認定された欠陥を是正するよう請求人に求める。商標意匠庁は、当該期限の到来前にその欠陥が是正されない場合は、当該請求を許容できないものとして却下する。

(4) (2)又は(3)に基づいて取消又は無効宣言を求める請求を却下する決定は、請求人及び共同体商標の所有者に送達される。

規則 40 取消又は無効宣言を求める請求の審査

(1) 提出されたものとみなされる取消又は無効宣言を求める各請求は、共同体商標の所有者に通知される。商標意匠庁は、当該請求を許容できるものと認定するときは、同庁の指定する期間内に所見を提出するよう共同体商標の所有者に求める。

(2) 商標意匠庁は、共同体商標の所有者が所見を提出しない場合は、同庁における証拠を基礎として、当該取消又は無効について決定をすることができる。

(3) 共同体商標の所有者により提出された何れの所見も請求人に送達され、商標意匠庁は、適切と認めるときは、同庁の指定する期間内に応答するよう請求人に要請する。

(4) 規則 69 が別段の定めをするか又は許容する場合を除き、当事者が提出した全ての所見は、他の関係当事者に送達される。

(5) 理事会規則第 50 条(1)(a)を基礎とする取消を求める請求の場合は、商標意匠庁は、同庁の指定する期間内に商標の真正な使用の証明を提出するよう共同体商標の所有者に求める。証明が指定期間内に提出されない場合は、共同体商標は取り消される。規則 22(2)、(3)及び(4)を準用する。

(6) 請求人が理事会規則第 56 条(2)又は(3)に基づいて使用証明又は不使用に正当な理由が存在することの証明を提出しなければならない場合は、商標意匠庁は、同庁の指定する期間内に当該標章の真正な使用の証明を提出するよう当該請求人に求める。証明が指定期間内に提出されない場合は、無効宣言を求める請求は却下される。規則 22(2)、(3)及び(4)を準用する。

規則 41 取消又は無効宣言を求める複数の請求

(1) 同一の共同体商標について取消又は無効宣言を求める複数の請求がなされた場合は、商標意匠庁は、それらを 1 組の手続により取り扱うことができる。商標意匠庁は、その後において、それらをもはやこの方法で取り扱わない旨を決定することができる。

(2) 規則 21(2)、(3)及び(4)を準用する。

第 VIII 編 共同体団体標章

規則 42 規定の適用

本規則の規定は、規則 43 に従うことを条件として、共同体団体標章について適用する。

規則 43 共同体団体標章を規制する規約

(1) 共同体団体標章出願に理事会規則第 65 条によるその使用規約が含まれていない場合は、規約は、出願の日から 2 月の期間内に商標意匠庁に提出しなければならない。

(2) 共同体団体標章を規制する規約には、次のものを明記しなければならない。

(a) 出願人の名称及びその事務所の宛先

(b) 当該団体の目的又は公法に規制される当該法人の設立の目的

(c) 当該団体又は前記法人を代表する権限を与えられた組織

(d) 構成員であること条件

(e) 当該標章の使用を許諾された者

(f) 該当する場合は、制裁手段を含む、当該標章の使用を規制する条件

(g) 該当する場合は、理事会規則第 65 条(2)第 2 文にいう権限

第 IX 篇 変更

規則 44 変更請求

(1) 理事会規則第 108 条による共同体商標出願又は共同体登録商標の国内商標出願への変更請求には、次のものを含める。

- (a) 規則 1(1)(b)に従う変更請求人の名称及び宛先
- (b) 共同体商標出願の出願番号又は共同体商標の登録番号
- (c) 理事会規則第 108 条(1)(a)又は(b)に従う変更理由の表示
- (d) 請求される変更の対象である 1 又は複数の加盟国の指定
- (e) 請求が出願又は登録されている商標の対象である商品及びサービスの全てに関係していない場合は、当該請求は、求める変更の対象である商品及びサービスの表示及び変更が複数の加盟国について求められ、かつ、商品及びサービスの一覧がそれら加盟国の全てについて同一でない場合は、加盟国ごとの各商品及びサービスの表示を含まなければならない。
- (f) 変更が理事会規則第 108 条(6)により求められる場合は、請求は、国内裁判所の判決が確定した日付の表示及びその判決の謄本 1 通を含まなければならない。当該謄本は、判決がなされた言語により提出することができる。

(2) 変更請求は、理事会規則第 108 条(4)、(5)又は(6)による関係期間内に提出しなければならない。変更が登録の更新をしなかった後に請求された場合は、理事会規則第 108 条(5)に定める 3 月の期間は、更新請求を理事会規則第 47 条(3)により提出することができる最終日の翌日から起算する。

規則 45 変更請求の審査

(1) 変更請求が理事会規則第 108 条(1)又は(2)に適合していないか又は 3 月の関係期間内に提出されなかったか又は規則 44 若しくはその他の規則に適合しない場合は、商標意匠庁は、その旨を請求人に通知し、かつ、当該請求を補正すること又は欠落している情報若しくは表示を提出することができる期間を指定する。

(2) 商標意匠庁は、変更手数料が 3 月の関係期間内に納付されない場合は、請求人に対し、変更請求は提出されなかったものとみなす旨を通知する。

(3) 商標意匠庁は、欠落している表示が同庁の指定する期間内に提出されなかった場合は、変更請求を却下する。理事会規則第 108 条(2)が適用される場合は、商標意匠庁は、その規定に基づいて変更が除外されている加盟国に関してのみ当該変更請求を許容できないものとして却下する。

(4) 商標意匠庁又は共同体商標裁判所が共同体商標出願を拒絶したか又は加盟国の言語に言及して絶対的理由により共同体商標の無効を宣言した場合は、理事会規則第 108 条(2)に基づいてその言語が公用語の 1 である全ての加盟国について変更は除外される。商標意匠庁又は共同体商標裁判所が共同体商標出願を拒絶した場合又は共同体全域に適用されると認められる絶対的理由により又は先の共同体商標若しくは他の共同体工業所有権の存在を理由として当該共同体商標の無効を宣言した場合は、変更は、理事会規則第 108 条(2)に基づいて全加盟国について除外される。

規則 46 変更請求の公告

(1) 変更請求が理事会規則第 40 条により既に共同体商標公報に公告された共同体商標出願に関するものである場合又は変更請求が共同体商標に関するものである場合は、変更請求は、共同体商標公報に公告する。

(2) 変更請求の公告には、次のものを含める。

(a) 求められる変更の対象である商標の出願番号又は登録番号

(b) 共同体商標公報において既になされた出願又は登録の公告についての言及

(c) 求められる変更の対象である 1 又は複数の加盟国の表示

(d) 当該請求が、出願又は登録されている商標の対象である商品及びサービスの全てに関係しない場合は、求める変更の対象である商品及びサービスの表示

(e) 変更が複数の加盟国について求められ、かつ、商品及びサービスの一覧がそれら加盟国の全てについて同一でない場合は、加盟国ごとの各商品及びサービスの表示

(f) 変更請求の日付

規則 47 加盟国の中央工業所有権庁への送付

商標意匠庁は、変更請求が理事会規則及び本規則の要件に適合している場合は、変更請求及び規則 84(2)にいう資料については、ベネルクス商標庁を含め、それにつき当該請求が許容されるものと認められている加盟国の中央工業所有権庁に、これを送付する。商標意匠庁は、送付をした日付を請求人に通知する。

第 X 編 審判請求

規則 48 審判請求書の内容

- (1) 審判請求書には、次のものを含める。
 - (a) 規則 1(1)(b)に従う審判請求人の名称及び宛先
 - (b) 審判請求人が代理人を選任している場合は、規則 1(1)(e)に従うその代理人の名称及び営業所の宛先
 - (c) 審判請求の対象となる決定及びその決定の修正又は取消を求める範囲を特定する陳述
- (2) 審判請求書は、審判請求の対象である決定が行われた手続の言語で提出しなければならない。

規則 49 審判請求の不許容としての却下

- (1) 審判請求が理事会規則第 57 条、第 58 条及び第 59 条並びに規則 48(1)(c)及び(2)に適合していない場合は、審判部は、それらの欠陥が理事会規則第 59 条に定められた関係する期限の到来前に是正されない限り、当該審判請求を許容できないものとして却下する。
- (2) 審判部は、審判請求が理事会規則の他の規定又は本規則の他の規定、特に規則 48(1)(a)及び(b)に適合していないと認定したときは、その旨を審判請求人に通知し、かつ、同庁の指定する期間内に発見された欠陥を是正するよう審判請求人に請求する。審判部は、審判請求が適時に是正されない場合は、その審判請求を許容できないものとして却下する。
- (3) 審判請求手数料が理事会規則第 59 条による審判請求のための期間の満了後に納付された場合は、審判請求は提起されなかったものとみなされ、かつ、審判請求手数料は審判請求人に還付される。

規則 50 審判請求の審査

- (1) 別段の定めがない限り、審判請求の対象となる決定をした部署における手続に関する規定は、審判請求手続について準用する。

特に、審判請求が異議申立手続において下された決定を対象とするときは、理事会規則第 78a 条は、理事会規則第 61 条(2)により定められた期限には適用されない。

審判請求が異議部の決定を対象とする場合は、審判部は、その審判請求の審査を理事会規則及び本規則に従い異議部が定め又は指定した期限内に提出された事実及び証拠に限定する。ただし、審判部が追加若しくは補足の事実又は証拠について理事会規則第 74 条(2)により考慮に入れるべきとみなす場合は、この限りでない。
- (2) 審判部の決定には、次のものを含める。
 - (a) 決定が審判部により発せられたものである旨の陳述
 - (b) 決定の日付
 - (c) 決定に関与した審判部の議長及び他の構成員の名称
 - (d) 登録課の権限のある職員の名称
 - (e) 当事者及びそれらの代理人の名称
 - (f) 決定されるべき争点の陳述
 - (g) 事実の概要
 - (h) 理由

- (i) 必要な場合は費用に関する決定を含め、審判部の命令
- (3) 決定には、審判部の議長及び他の構成員並びに審判部登録課の職員による署名を付す。

規則 51 審判請求手数料の返還

審判請求手数料は、次の何れかの命令によってのみ返還される。

- (a) その決定が論駁された部署の命令であって、その部署が理事会規則第 60 条(1)又は第 60a 条により訂正を許容する場合
- (b) 審判部の命令であって、審判請求を許容し、かつ、当該返還を実質的手続違反の理由により衡平であるものとみなす場合

第 XI 編 一般則

A 部 商標意匠庁の決定及び通信

規則 52 決定の方式

(1) 商標意匠庁の決定は、書面により行い、かつ、その決定の基礎とする理由を記載する。商標意匠庁における手続が口頭によるものであった場合は、決定は、口頭により通知することができる。その後、書面による決定が各当事者に通知される。

(2) 商標意匠庁の決定であって審判請求が許されているものには、審判請求はその対象とする決定が通知された日から 2 月以内に商標意匠庁に対して書面により行われなければならない旨を表示した通知書を添付しなければならない。その通知書においてはまた、理事会規則第 57 条、第 58 条及び第 59 条の規定についても当事者の注意を喚起する。当事者は、取り得る手続に関する通知の不履行があつた場合でも、それに抗弁することはできない。

規則 53 決定における誤記の訂正

商標意匠庁は、同庁の職権により又は手続当事者の申立により、決定における語学上の誤記、転写における誤記又は明白な錯誤に気付いた場合は、誤記又は錯誤が責任を有する部署又は部門により確実に訂正されるようにする。

規則 53a 決定又は登録簿における記入の取消

(1) 商標意匠庁は、同庁の職権により又は手続当事者による対応する情報により、決定又は登録簿における記入が理事会規則第 77a 条により取消の対象であると認める場合は、影響を受ける当事者に対し意図する取消について通知する。

(2) 影響を受ける当事者は、商標意匠庁の指定する期間内に当該意図された取消に関する所見を提出することができる。

(3) 影響を受ける当事者が意図された取消に同意する場合又はその者が指定期間内に何らの所見も提出しない場合は、商標意匠庁は当該決定又は記入を取り消す。影響を受ける当事者が意図された取消に同意しない場合は、商標意匠庁は当該取消に関して決定を行う。

(4) (1)、(2) 及び (3) は、取消が 2 以上の当事者に影響を及ぼす虞がある場合に準用する。これらの場合は、(3) により当事者の 1 が提出した所見は、他の 1 又は複数の当事者に対し、所見を提出すべき旨の要請を付して常に通知される。

(5) 決定又は登録簿における記入の取消が公告されている決定又は記入に影響を及ぼす場合は、当該取消も公告される。

(6) (1) から (4) までに基づく権限は、決定を行つた部署が有する。

規則 54 権利喪失の通知

(1) 商標意匠庁は、何らかの権利の喪失が何れの決定も経ることなく理事会規則又は本規則を根拠として生じたと認定する場合は、関係人に対し、理事会規則第 77 条に従いその旨を通知し、かつ、本条規則 (2) の内容につきその注意を喚起する。

(2) 関係人は、商標意匠庁の認定が不正確であるとみなす場合は、(1) にいう通知が送付された後 2 月以内に、当該事項に関する商標意匠庁による決定を請求することができる。当該決

定は、その請求人に商標意匠庁が同意しない場合にのみ行われる。その他の場合は、商標意匠庁は、その認定を修正し、かつ、当該決定の請求人に通知する。

規則 55 署名、名称、印章

(1) 商標意匠庁からの何れの決定、通信又は通知にも、商標意匠庁の部署又は部門及び責任を有する 1 又は複数の職員の名称を表示する。それらには当該 1 又は複数の職員の署名を付すか、又は署名に代えて、印刷若しくは押印により商標意匠庁の印を付す。

(2) 商標意匠庁長官は、決定、通信又は通知がファクシミリ装置又は他の何らかの技術的通信手段により送付される場合は、商標意匠庁の部署又は部門及び責任を有する 1 又は複数の職員の名称を特定するための他の手段又は印章以外の身分証明手段が使用可能である旨を決定することができる。

B 部 口頭手続及び証拠調べ

規則 56 口頭手続への召喚

(1) 各当事者は、理事会規則第 75 条に規定する口頭手続への召喚を受け、かつ、本条規則(3)についてその注意を喚起される。少なくとも 1 月前に、召喚状が発出される。ただし、期間を短縮することに各当事者が同意している場合は、この限りでない。

(2) 商標意匠庁は、召喚状を発出する時は、同庁の意見として、決定を行うために争点とされる必要がある点につき注意を喚起する。

(3) 商標意匠庁における口頭手続への召喚を正式に受けた当事者が召喚に応じて出頭しない場合は、当該手続は、その者の欠席のまま続行することができる。

規則 57 商標意匠庁による証拠調べ

(1) 商標意匠庁は、当事者、証人若しくは鑑定人の証言の聴取又は検証を行う必要があると認めるときは、そのための決定をするものとし、その決定には、証拠を得るための手段、証明されるべき関係事実並びに聴聞又は検証を行う期日及び場所を明示する。当事者により証人及び鑑定人の証言の請求があった場合は、商標意匠庁の決定において、その請求をした当事者により聴取が希望された証人及び鑑定人の名称及び宛先をその当事者が商標意匠庁に届け出るための期間を決定する。

(2) 証拠を得るための当事者、証人又は鑑定人の召喚の通知は、少なくとも 1 月の期間がおかれるように行う。ただし、これらの者が期間を短縮することに同意する場合は、この限りでない。召喚には、次のものを含める。

(a) (1)にいう決定の要約であって、特に、指令された聴聞の期日及び場所を表示し、また、当事者、証人又は鑑定人を聴聞しようとする事実を表示したもの

(b) 当該手続の各当事者の名称及び証人又は鑑定人が規則 59(2)から(5)までに基づいて援用することができる権利についての事項

規則 58 鑑定人への委託

(1) 商標意匠庁は、同庁の任命する鑑定人が行う報告の方式を決定する。

(2) 鑑定人への付託の条件には、次のものを含める。

- (a) 鑑定人の業務の的確な説明
- (b) 鑑定人の報告の提出についての定められた期限
- (c) 手続の当事者の名称
- (d) 鑑定人が規則 59(2), (3) 及び(4)に基づいて援用することができる主張に関する事項
- (3) 報告書の写しは当事者に提出される。
- (4) 当事者は、鑑定人について、不適格であるという理由により、又は理事会規則第 132 条(1)及び(3)により審査官又は部門若しくは審判部の構成員について忌避をすることができる理由と同一の理由により、忌避を申し立てることができる。当該忌避についての決定は、商標意匠庁の関係する部署が行う。

規則 59 証拠調べの費用

- (1) 商標意匠庁による証拠調べは、費用の見積額を参考に確定された金額を証拠の取り調べを求める当事者が商標意匠庁に預託することを条件として、実施することができる。
- (2) 商標意匠庁にその召喚を受けて出頭した証人及び鑑定人は、交通及び寝食に関する合理的な経費の償還を請求することができる。それらの者には、商標意匠庁から当該経費のための前払金を支給することができる。第 1 文は、商標意匠庁にその召喚を受けずに出頭し、かつ、証人又は鑑定人として聴取を受けた証人及び鑑定人についても適用される。
- (3) (2)に基づいて償還を受けることのできる証人は、所得の喪失に対する適切な補償を受けられることもでき、また、鑑定人については、その作業の手数料を受け取ることもできる。商標意匠庁による証人及び鑑定人の召喚が商標意匠庁の職権によるものである場合は、証人及び鑑定人に対するこれらの支払は、その義務又は業務が果たされた後に行われる。
- (4) (1), (2) 及び(3)により支払われるべき経費に対する金額及び前払金は、商標意匠庁長官により決定され、また、商標意匠庁公報により公告される。当該金額は、欧州共同体の職員規則及びその付表 VII に定めるものと同一基準で算定される。
- (5) (1)から(4)までにより支払義務が生じたか又は支払われた金額についての最終的な責任の所在は、次の通りとする。
 - (a) 商標意匠庁が同庁の職権により証人又は鑑定人の証言を聴取する必要があると認めた場合は、商標意匠庁、又は
 - (b) 理事会規則第 81 条及び第 82 条並びに規則 94 による費用の割当及び確定に関する決定に従うことを条件として、当事者が証人又は鑑定人による証言の提供を求めた場合は、当該関係当事者。この当事者は、正規に支払われた何れの前払金も、商標意匠庁に返還する。

規則 60 口頭手続の調書

- (1) 口頭手続又は証拠調べについては、次のものを含む調書を作成する。
 - (a) 当該手続の日付
 - (b) 商標意匠庁の権限を有する職員、当事者、その代理人並びに出席した証人及び鑑定人の名称
 - (c) 当事者がした請求及び請求
 - (d) 証拠の付与又は取得の方法
 - (e) 該当する場合は、商標意匠庁が発出した命令又は決定
- (2) 調書は、関係共同体商標出願又は登録のファイルの一部となる。当事者には調書の写し

が交付される。

(3) 証人、鑑定人又は当事者が理事会規則第 76 条(1)(a)又は(d)又は規則 59(2)に従い聴取を受けた場合は、それらの者の陳述は記録される。

C 部 通知

規則 61 通知に関する一般規定

(1) 商標意匠庁における手続において、商標意匠庁による通知は、規則 55 に従う原書類、その非認証謄本若しくはコンピュータ印刷出力又は当事者自体から提出された書類に関しては副本若しくは非認証謄本の送付の形態をとる。

(2) 通知は、次の方法で行う。

- (a) 規則 62 に従う郵便
- (b) 規則 63 に従う手交
- (c) 規則 64 に従う商標意匠庁内の郵便箱への投函
- (d) 規則 65 に従うファクシミリ装置その他の技術的手段
- (e) 規則 66 に従う公示

(3) 名宛人がファクシミリ番号又は他の技術的手段によるその者との通信の連絡先詳細を表示している場合は、商標意匠庁は、これら通知手段と郵便による通知との何れかを選択することができる。

規則 62 郵便による通知

(1) 審判請求、召喚及びその他の書類に関する期限であって商標意匠庁長官が定めるものに従う決定は、配達証明付き書留郵便により通知する。その他全ての通知は、普通郵便による。

(2) 欧州経済領域内に住所又は主営業所若しくは施設の何れも有さず、かつ、理事会規則第 88 条(2)に従う代理人を選任していない名宛人に関する通知については、普通郵便により通知すべき書類を商標意匠庁に最後に知らされたその名宛人の宛先へ郵送することにより、これを行う。

(3) 通知が、配達証明の有無に拘らず、書留郵便により行われた場合は、その通知は、郵送に付された日の 10 日後にその名宛人に配達されたものとみなす。ただし、それが名宛人に到達しなかったか又はより遅い日に到達した場合は、この限りでない。何らかの紛争の場合には、通知が目的地に到達したことを認定し、又は場合に応じて通知がその名宛人に配達された日付を認定することについては、商標意匠庁がこれを行う。

(4) 書留郵便による通知は、配達証明の有無に拘らず、名宛人がその通知の受領を拒否した場合でも、これが行われたものとみなす。

(5) 普通郵便による通知は、その郵送日の 10 日後に、これが行われたものとみなす。

規則 63 手交による通知

通知は、商標意匠庁の構内において名宛人に書類を手交することにより、これを行うことができ、また、名宛人は、手交時に、その受領を確認しなければならない。

規則 64 商標意匠庁内の郵便箱に投函することによる通知

通知は、商標意匠庁内の郵便箱の提供を受けている名宛人については、書類をその郵便箱に投函することによっても、これを行うことができる。投函した事実の通知書は、ファイルに含める。投函の日付は、書類上に記録される。通知は、商標意匠庁内の郵便箱に書類が投函された日の5日後に行われたものとみなす。

規則 65 ファクシミリ装置及びその他の技術的手段による通知

(1) ファクシミリ装置による通知は、通知すべき書類の、規則 61(1)に定める原本又は謄本の何れかを送信することにより、これを行う。通知は、当該送信が受信者のファクシミリ装置により受信された日に行われたものとみなす。

(2) 他の技術的通信手段による通知の詳細は、商標意匠庁長官がこれを決定する。

規則 66 公示による通知

(1) 名宛人の宛先を確定できない場合又は規則 62 に従う通知が、少なくとも1回試した後、不可能と判明した場合は、通知は、公示によりこれを行う。

(2) 商標意匠庁長官は、公示の方法を決定し、かつ、その満了の日をもって書類の通知があったものとみなすべき1月の期間の始期を定める。

規則 67 代理人に対する通知

(1) 代理人が選任されている場合又は共同出願書類において最初にその名前が記載された出願人が規則 75(1)による共通代理人とみなされている場合は、通知は、その選任された代理人又は共通代理人宛に行う。

(2) 単一の利害関係人に対して複数の代理人を選任されている場合は、その何れかの者に通知をすれば足りる。ただし、規則 1(1)(e)に従い1の特定の送達宛先が表示されている場合は、この限りでない。

(3) 複数の利害関係人が共通代理人を選任している場合は、当該共通代理人に対して単一の書類を通知すれば足りる。

規則 68 通知における不備

書類が名宛人に到達した場合において、それが正式に通知されたことの確証を商標意匠庁が得ることができないとき又はその通知に関する規定が遵守されていないときは、当該書類は、それが受領された日として商標意匠庁が認定する日に通知されたものとみなす。

規則 69 複数当事者の場合の書類の通知

当事者から提出された書類であって実質上の提案を含むもの又は実質上の提案の取下宣言書は、当然のこととして、他方当事者に通知される。当該書類が新たな申立事項を含まず、かつ、その内容が決定の用意のできているものである場合の通知は、省略することができる。

D部 期間

規則 70 期間の計算

- (1) 期間は、満の年、月、週又は日により定められる。
- (2) 期間は、関係する事象が生じた日の翌日から起算する。事象とは、手続上の処置又は他の期間の満了の何れかをいう。その手続上の処置が通知である場合は、別段の定めがない限り、認められる事象とは、通知された書類の受領とする。
- (3) 期間が1年又は一定数の年をもって表示される場合は、当該期間は、関係するその後の年において前記事象が生じた月と同じ名称の月及び同じ数の日に満了する。関係する月に同数の日がない場合は、当該期間はその月の末日に満了する。
- (4) 期間が1月又は一定数の月をもって表示される場合は、当該期間は、関係するその後の月において前記事象が生じた日と同じ数の日に満了する。前記事象が生じた日が月の末日であった場合又は関係するその後の月に同数の日がない場合は、当該期間は、当該後の月の末日に満了する。
- (5) 期間が1週又は一定数の週をもって表示される場合は、当該期間は、関係するその後の週において前記事象が生じた日と同じ曜日名の日に満了する。

規則 71 期間

- (1) 期間は、理事会規則又は本規則が、商標意匠庁が指定すべき期間を定めている場合において、関係当事者が欧州経済領域内に住所又は主営業所若しくは施設を有しているときは1月以上又はそれらの条件が満たされていないときは2月以上とし、かつ、6月以下とする。商標意匠庁は、関係当事者が期間延長の請求を当初の期間が満了する前に提出した場合において、それが事情に基づいて適切であるときは、指定期間の延長を許可することができる。
- (2) 2以上の当事者がある場合は、商標意匠庁は、他方当事者が合意することを条件として、期間を延長することができる。

規則 72 特別な場合における期間の満了日

- (1) 商標意匠庁が書類の受領のために開庁していない日又は(2)にいう以外の理由により商標意匠庁の所在地において通常の郵便物の配達が行われない日に期間が満了する場合は、その期間は、商標意匠庁がその後書類の受領のために開庁する最初の日かつ普通郵便の配達が行われる最初の日まで延長される。第1文にいう日は、各暦年が始まる前に商標意匠庁長官により決定される。
- (2) 商標意匠庁が所在する加盟国において郵便配達に全般的中断が存在した日に期限が到来した場合又は商標意匠庁長官が規則 82 により通信を電子的手段により送信することを許可している場合において、これら電子的通信手段への商標意匠庁の接続が実際に中断した日に期限が到来したときは、当該期限は、その中断後に商標意匠庁が書類の受領のため開庁する最初の日かつ普通郵便が配達される最初の日まで延期される。中断の期間は、商標意匠庁長官がこれを決定する。
- (3) (1)及び(2)は、理事会規則第25条(1)(b)の意味における権限のある当局で行われる処理の場合において理事会規則又は本規則に定める期間について準用する。
- (4) 天災若しくはストライキなどの異常な事態により手続当事者から商標意匠庁に対する又はその逆の適正な通信が中断又は混乱した場合は、商標意匠庁長官は、関係加盟国に住居若しくは登録済の事務所を有するか又は関係加盟国に営業所を有する代理人を選任している手

続当事者について、同長官の決定する事態の発生日以後に平常なら満了する筈の全ての期限を、同長官が決定する日まで延長することができる。当該事態が商標意匠庁の所在地に影響を及ぼす場合は、同長官の当該決定は、それが全手続当事者に関して適用される旨を明示する。

E 部 手続の中断

規則 73 手続の中断

(1) 商標意匠庁における手続は、次の場合は中断される。

(a) 共同体商標の出願人若しくは所有者又はその者の代理として手続を行う権限を国内法により与えられた者が死亡し又は法的能力を喪失した場合。前記事態が理事会規則第 89 条に基づいて選任された代理人の委任に影響を及ぼさない範囲で、当該代理人の請求によってのみ、手続は中断される。

(b) 共同体商標の出願人又は所有者が、自己の所有権に対して取った何らかの行為の結果として、商標意匠庁における手続を継続することが法的理由から妨げられた場合

(c) 共同体商標の出願人又は所有者の代理人が死亡し又は法的能力を喪失した場合又は当該代理人が自己の所有権に対して取った行為の結果として商標意匠庁における手続を継続することが法的理由から妨げられた場合

(2) (1) (a) 及び (b) にいう場合において、商標意匠庁における手続を継続することを委任された者の身元証明の届出が商標意匠庁に対してされているときは、商標意匠庁は、その者及び利害関係を有する何れの第三者に対しても、商標意匠庁が定める日から手続が再開される旨を通知する。

(3) (1) (c) にいう場合において、出願人が新たな代理人を選任した旨の通知が商標意匠庁になされたとき又は共同体商標の所有者が新たな代理人を選任した旨の通信を商標意匠庁が他方当事者に通知したときは、手続が再開される。手続が中断されてから 3 月が経過しても新たな代理人の選任についての通知が商標意匠庁にない場合は、同庁は、共同体商標の出願人又は所有者に次のことを通知する。

(a) 理事会規則第 88 条(2) が適用される場合において、この通信が通知された後 2 月以内に情報提供がなされないときは、共同体商標出願が取り下げられたものとみなすこと又は

(b) 理事会規則第 88 条(2) が適用されない場合は、この通信が通知された日から共同体商標の出願人又は所有者について手続が再開されること

(4) 更新手数料の納付期間以外の期間であって、手続の中断があった日に共同体商標の出願人又は所有者について有効であったものは、当該手続が再開された日から再度開始される。

F 部 強制的回収手続の放棄

規則 74 強制的回収手続の放棄

商標意匠庁長官は、納付されるべき額の強制的回収について、回収されるべき額が最小限度のものであるか又はその回収が余りに不確実である場合は、それに関する手続を放棄することができる。

G部 代理

規則 75 共通代理人の選任

(1) 複数の出願人があり、かつ、共同体商標出願について共通代理人が指名されていない場合は、出願書類に最初に記載された出願人を共通代理人とみなす。ただし、それらの出願人の1が職業代理人を選任せざるを得ない場合は、当該職業代理人は、出願書類に最初に記載された出願人が職業代理人を選任していない限り、これを共通代理人とみなす。これらの規定は、異議申立書の提出又は取消若しくは無効宣言を求める請求を共同して行う第三者及び共同体商標の共有者について準用する。

(2) 手続の過程において複数の者に対して移転がされ、かつ、それらの者が共通代理人を選任していない場合は、(1)が適用される。その適用が不可能な場合は、商標意匠庁は、それらの者に対して2月以内に共通代理人を選任するよう要求する。この要求に応じなかった場合は、商標意匠庁が共通代理人を選任する。

規則 76 委任

(1) 商標意匠庁が理事会規則第89条(2)により維持管理する一覧に登録された法律の有資格実務家及び職業代理人は、商標意匠庁がそれを明示的に要求したときに限り、又は商標意匠庁において代理人が行動する手続に複数の当事者が存在する場合において他方当事者が明示的にそれを要求したときに限り、ファイルに挿入のために署名入り委任状を商標意匠庁に提出しなければならない。

(2) (削除)

(3) 当該委任状は、共同体の何れかの公用語により提出することができる。それは1又は複数の出願若しくは登録商標を対象とすることができ、又は委任する者がある当事者である商標意匠庁における全ての手続に関して当該代理人が行動する包括委任の方式によることもできる。

(4) 署名入り委任状を提出すべきことを(1)又は(2)により要求される場合は、商標意匠庁は当該委任状を提出すべき期限を指定する。委任状が適時に提出されない場合は、委任者との手続が継続される。代理人によりなされる出願以外の何れの手続上の処置も、商標意匠庁の指定する期間内に委任者の承諾がない場合は、なされなかったものとみなす。理事会規則第88条(2)の適用は、なお影響を受けない。

(5) (1)から(3)までは、委任の取下書類について準用する。

(6) 委任を解除されることとなった何れの代理人も、その委任の終了が商標意匠庁に通知されるまでは引き続き代理人とみなされる。

(7) 本規則に含まれた別段の規定に従うことを条件として、委任は、商標意匠庁に対する関係では委任者の死亡をもって終結とはしない。

(8) 代理人の選任を商標意匠庁に通知する場合は、当該代理人の名称及び営業所の宛先を規則1(1)(e)に従って表示しなければならない。既に選任されている代理人が商標意匠庁において行動する場合は、その名称及び好ましくは商標意匠庁が割り当てた身元証明番号を表示しなければならない。同一当事者が複数の代理人を選任している場合は、それら代理人は、それらの委任状における別段の記述に拘らず、共同して又は単独の何れでも行動することができる。

(9) 代理人の団体の選任又は委任は、その団体内において実務を行っている何れかの代理人の選任又は委任であるものとみなす。

規則 77 代理

商標意匠庁が正規に委任された代理人に宛てて発した何れの通知又はその他の通信も、それを委任者に宛てて発した場合と同様の効力を有する。正規に委任された代理人が商標意匠庁に宛てて発した何れの通信も、それが委任者から発せられた場合と同様の効力を有する。

規則 78 職業代理人一覧の修正

- (1) 理事会規則第 89 条にいう職業代理人の職業代理人一覧への登録は、本人の請求により、これを削除する。
- (2) 職業代理人の登録は、次の場合は、自動的に削除される。
 - (a) 職業代理人が死亡し又は法的無能力となった場合
 - (b) 職業代理人がもはや欧州経済領域加盟国の国民でない場合。ただし、商標意匠庁長官が理事会規則第 89 条(4)(b)に基づいて適用を除外する場合は、この限りでない。
 - (c) 職業代理人がもはや欧州経済領域内において営業所又は職業を有さない場合
 - (d) 職業代理人がもはや理事会規則第 89 条(2)(c)第 1 文にいう権原を所持しない場合
- (3) 職業代理人の登録は、理事会規則第 89 条(2)(c)第 1 文にいう欧州経済領域加盟国の中央工業所有権庁における自然人又は法人を代理する権原が停止された場合は、商標意匠庁の職権でこれを停止する。
- (4) 登録を削除されている者は、削除の条件がもはや存在しない場合は、理事会規則第 89 条(3)による請求に基づいて、職業代理人一覧に再登録される。
- (5) ベネルクス商標庁及び欧州経済領域加盟国の中央工業所有権庁は、(2)及び(3)に基づく何れの関係事象についても、それを知った場合は、速やかに商標意匠庁に通知しなければならない。
- (6) 職業代理人一覧の修正は、商標意匠庁公報により公告される。

H 部 書面による通信及び方式

規則 79 書面又は他の方法による通信

共同体商標登録出願並びに理事会規則に定めるその他全ての請求及び商標意匠庁宛になされる全ての通信は、次の方法により提出する。

- (a) 当該書類の署名入り原本を郵便、直接の手渡し、又は他の何らかの手段により商標意匠庁に提出する方法
- (b) 規則 80 に従い、書類をファクシミリ装置により送信する方法
- (c) (削除)
- (d) 規則 82 に従い、通信の内容を電子的手段により送信する方法

規則 79a 書面による通信の付属書類

書類又は証拠項目が規則 79(a)に従って複数の手続当事者を含む商標意匠庁における手続において 1 当事者により提出された場合は、当該書類又は証拠項目並びに当該書類の付属書類

は、当該手続当事者数と同部数の写しを提出しなければならない。

規則 80 ファクシミリ装置による通信

(1) 共同体商標出願がファクシミリ装置により商標意匠庁に提出され、かつ、その出願に、規則 3(2)による商標の複製であって当該規則の要件を満たしていないものが含まれていた場合は、必要とされる公告に適する複製が規則 79(a)に従って商標意匠庁に提出されなければならない。ファクシミリの受領日から 1 月の期間内に商標意匠庁が複製を受領した場合は、当該複製は、ファクシミリの受領日にこれを商標意匠庁が受領したものとみなす。

(2) ファクシミリ装置により受領された通信が不完全又は判読不能である場合又は商標意匠庁が送信の正確性に合理的な疑義を有する場合は、商標意匠庁は、送信者にその旨を通知し、かつ、商標意匠庁の指定する期間内にファクシミリにより原本を再送信し又は規則 79(a)に従って原本を提出するよう求める。指定期間内にこの求めに応じた場合は、再送信の受領日又は原本の受領日が最初の通信の受領日であるものとみなす。ただし、当該欠陥が商標登録出願の出願日の付与に係る場合は、出願日に関する規定を適用する。指定期間内に求めに応じなかった場合は、当該通信は、受領されなかったものとみなす。

(3) ファクシミリ装置により商標意匠庁に提出された何れの通信も、署名の複製がファクシミリ装置による印刷出力に表示されている場合は、これを正式に署名されたものとみなす。通信がファクシミリ装置により電子的に送信された場合は、送信者の名称の表示は、署名と同等とする。

(4) (削除)

規則 82 電子的手段による通信

(1) 商標意匠庁長官は、通信を電子的手段により商標意匠庁に送信することができるか否か、その範囲及びその技術的条件を決定する。

(2) 通信が電子的手段により送信される場合は、規則 80(2)を準用する。

(3) 通信が電子的手段により商標意匠庁に送信される場合は、送信者の名称の表示は、署名と同等であるものとみなす。

(4) (削除)

規則 83 様式

(1) 商標意匠庁は、次の目的での様式を無償で公衆の利用に供する。

(a) 該当する場合は調査報告書の請求を含み、共同体商標出願

(b) 異議申立

(c) 取消又は無効宣言を求める請求

(d) 移転の登録請求並びに規則 31(5)に定める移転用の様式及び書類

(e) ライセンスの登録を求める請求

(f) 共同体商標の更新を求める請求

(g) 審判請求

(h) 個別的委任又は包括的委任の方式による代理人への委任

(i) 国際出願又はマドリッド議定書に基づいてその後に行う指定の商標意匠庁への提出

(2) 商標意匠庁における手続当事者は、次の様式も使用することができる。

- (a) 商標法条約に基づいて又は工業所有権の保護に関するパリ同盟会議の勧告により設定された様式
- (b) (1) (i)にいう様式を例外として、同一の内容及び書式を有する様式
- (3) 商標意匠庁は、(1)にいう様式を共同体のため全ての公用語により提供する。

J部 共同体商標公報及び商標意匠庁公報

規則 85 共同体商標公報

- (1) 共同体商標公報は、商標意匠庁長官が決定する方法及び頻度により発行する。
- (2) 共同体商標公報には、出願及び登録簿への記入事項並びに商標の出願又は登録に関するその他の事項であって、理事会規則又は本規則により公告することが規定されているものの公告を含める。
- (3) 理事会規則又は本規則により公告すべきものとされた事項が共同体商標公報において公告された場合は、当該公報に表示される発行日を当該事項の公告日であるものとみなす。
- (4) 商標登録に関して記載された事項は、出願公告と比較して変更がない範囲については、当該記載の公告は、当該出願公告に含まれた事項への参照の方法により行う。
- (5) 理事会規則第 26 条(1)に定める共同体商標出願の要素は、規則 12 において公告すべきものと規定された他の全ての情報と共に、該当する場合は共同体の全ての公用語により公告する。
- (6) 商標意匠庁は、出願人が提出した何れの翻訳文も考慮に入れる。出願の言語が商標意匠庁の言語の何れでもない場合は、出願人が表示した第 2 言語への翻訳文を出願人に送達する。出願人は、商標意匠庁の指定する期間内にその翻訳文に対する修正を提案することができる。この期間内に、出願人が応答しなかった場合又は商標意匠庁がその提案された修正を不適切なものとしてみなす場合は、商標意匠庁が提案した翻訳文が公告される。

規則 86 商標意匠庁公報

- (1) 商標意匠庁の公報は、定期刊行物として発行する。商標意匠庁は、当該公報を CD-ROM 又は何らか他の機械読取可能な形態において公衆の利用に供することができる。
- (2) 当該庁公報は、商標意匠庁の言語により発行される。商標意匠庁長官は、一定の項目を共同体の全ての公用語により公告する旨を決定することができる。

L部 行政上の協力

規則 92 商標意匠庁と加盟国の当局との間の情報交換及び通信

- (1) 商標意匠庁及び加盟国の中央工業所有権庁は、共同体商標又は国内標章の出願についての並びに当該出願に関する手続及びその結果として登録された標章についての関係情報について、要請に基づいて、相互に通知する。当該通信は、理事会規則第 84 条に規定する制限に従う必要がない。
- (2) 理事会規則又は本規則の適用に起因する商標意匠庁と加盟国の裁判所若しくは当局との間の通信は、これらの当局の間で直接的に行う。当該通信は、加盟国の中央工業所有権庁を通じて行うことができる。

(3) (1)及び(2)に基づく通信に関する費用は、その通信を行った当局が負担するものとするが、手数料は免除される。

規則 93 加盟国の裁判所若しくは当局による又はこれらを通じたのファイルの閲覧

(1) 加盟国の裁判所又は当局による共同体商標出願又は共同体登録商標に関するファイルの閲覧は、原本書類又はその謄本による。その他の場合は、規則 89 は適用されない。

(2) 加盟国の裁判所又は公訴機関は、自己が取り扱う手続の過程において、商標意匠庁により送付されたファイル又はその謄本を第三者による閲覧に開放することができる。当該閲覧には、理事会規則第 84 条が適用される。商標意匠庁は、当該閲覧については、如何なる手数料も課さない。

(3) 商標意匠庁は、ファイル又はその謄本を加盟国の裁判所又は公訴機関に送付する時には、共同体商標出願又は共同体登録商標に関するファイルの閲覧について、理事会規則第 84 条及び規則 88 により、従うべき制限を表示する。

M 部 費用

規則 94 費用の割当及び確定

(1) 理事会規則第 81 条(1)及び(2)による費用の割当は、異議申立についての決定、共同体商標の取消若しくは無効宣言を求める請求についての決定又は審判請求についての決定において取り扱う。

(2) 理事会規則第 81 条(3)及び(4)による費用の割当は、異議部、取消部又は審判部による費用についての決定において取り扱う。

(3) 費用の額が理事会規則第 81 条(6)第 1 文により定められていない場合は、費用の確定請求には勘定書及び裏づけ証拠を添付しなければならない。本条規則(7)(d)という代理の費用については、当該費用を負担した旨の代理人による言質で十分とする。その他の費用については、それらの妥当性が確認されれば十分とする。費用の額が理事会規則第 81 条(6)第 1 文により定められている場合は、代理人費用は本条規則(7)(d)に定める水準で、かつ、それら費用が実際に負担されたか否かに拘らず、裁定される。

(4) 費用の確定についての登録課の決定の再審査を求める理事会規則第 81 条(6)第 3 文に規定する請求であって、その基礎とする理由を記載したものは、費用の裁定の通知日から 1 月以内に商標意匠庁に提出しなければならない。当該請求は、費用の額の再審査に関する手数料が納付されるまでは提出されたものとみなさない。

(5) 異議部、取消部又は場合に応じて審判部は、口頭手続を経ずに(4)にいう請求についての決定をする。

(6) 理事会規則第 81 条(1)により敗れた当事者が負担すべき手数料は、異議申立、共同体商標の取消又は無効宣言を求める請求並びに審判請求のために他方当事者が負担した手数料に限定される。

(7) 本条規則(3)に従うことを条件として、手続に不可欠であり、かつ、勝った当事者が実際に負担した費用は、次の上限額を基準として、理事会規則第 81 条(1)に従い敗れた当事者が負担する。

(a) 当事者が代理人により代理されていない場合は、居住地又は営業所と規則 56 により口頭

手続を行う場所との間の往路及び復路についての 1 当事者の 1 人に対する次の通りの旅費及び寝食費

- (i) 鉄道路線総距離が 800km 以下の場合、通常の輸送追加金を含む一等車の鉄道運賃
- (ii) 鉄道路線総距離が 800km を超える場合又は行程が海洋渡航を含む場合は、ツーリストクラスの航空運賃
- (iii) 欧州共同体の職員規則の付表 VII 第 13 条に定める寝食費
- (b) 理事会規則第 89 条(1)の意味における代理人の本条規則(a) (i) 及び(ii)に規定する料率での旅費
- (c) 旅費、寝食費、収入減補償及び手数料であって、最終責任が規則 59(5) (b)により手続当事者にある範囲まで、証人及び鑑定人が規則 59(2), (3) 又は(4)により償還を受けることができるもの
- (d) 理事会規則第 89 条(1)の意味における次の者の代理費用
 - (i) 異議申立手続における異議申立人：300 ユーロ
 - (ii) 異議申立手続における出願人：300 ユーロ
 - (iii) 共同体商標の取消又は無効に関する手続における請求人：450 ユーロ
 - (iv) 共同体商標の取消又は無効に関する手続における当該商標の所有者：450 ユーロ
 - (v) 審判手続における審判請求人：550 ユーロ
 - (vi) 審判手続における被告：550 ユーロ
 - (vii) 当事者が規則 56 により召喚された口頭手続が行われた場合は、(i)から(vi)までにいう金額は、400 ユーロ増額する。
- (e) 共同体商標の出願又は登録の数人の出願人又は所有者が存在する場合又は共同して異議申立又は取消若しくは無効宣言を求める請求をした数人の異議申立人又は取消若しくは無効宣言を求める請求人が存在する場合は、敗れた当事者は、当該 1 人についてのみ(a)にいう費用を負担する。
- (f) 勝った当事者が理事会規則第 89 条(1)の意味における複数の代理人により代理されている場合は、敗れた当事者は、当該 1 人についてのみ本条規則(b) 及び(d)にいう費用を負担する。
- (g) 敗れた当事者は、勝った当事者に対し、(a)から(f)までにいう以外の如何なる費用、経費及び手数料も償還する義務を負わない。

N 部 言語

規則 95 請求及び宣言

理事会規則第 115 条(5)を害することなく、

- (a) 共同体商標出願に関する全ての請求又は宣言は、共同体商標出願に使用された言語又は出願人がその出願において表示した第 2 言語で提出することができる。
- (b) 共同体登録商標に関する全ての請求又は宣言は、商標意匠庁の言語の 1 により提出することができる。ただし、規則 83 により商標意匠庁が提供する何れかの様式を使用して請求を提出する場合は、当該様式には、語句要素に関する限り商標意匠庁の言語の 1 により完成することを条件として、共同体の何れの公用語も使用することができる。

規則 96 書面による手続

(1) 理事会規則第 115 条(4)及び(7)を害することなく、かつ、本規則に別段の定がない限り、何れの当事者も、商標意匠庁における書面による手続において、商標意匠庁の何れの言語をも使用することができる。その選択した言語が手続言語でない場合は、当該当事者は、原書類の提出日から 1 月以内にその手続言語による翻訳文を提出しなければならない。共同体商標の出願人が商標意匠庁における手続の唯一の当事者であり、かつ、共同体商標出願に使用された言語が商標意匠庁の言語の 1 でない場合は、翻訳文は、出願人が自己の出願において表示した第 2 言語によるものでもよい。

(2) 本規則に別段の定がない限り、商標意匠庁における手続において使用する書類は、共同体の何れの公用語によるものでもよい。商標意匠庁は、当該書類の言語が手続言語でない場合は、同庁の指定する期間内に手続言語又は手続当事者の選択により商標意匠庁の何れかの言語による翻訳文を提出するよう要求することができる。

規則 97 口頭手続

(1) 商標意匠庁における口頭手続の何れの当事者も、手続言語への通訳の準備をすることを条件として、手続言語に代えて、共同体の他の公用語の 1 を使用することができる。商標登録出願に関する手続において口頭手続が行われる場合は、出願人は、出願の言語又は自己が表示した第 2 言語の何れかを使用することができる。

(2) 商標登録出願に関する口頭手続において、商標意匠庁の職員は、出願の言語又は出願人が表示した第 2 言語の何れかを使用することができる。その他全ての口頭手続においては、商標意匠庁の職員は、1 又は複数の手続の当事者の当該使用についての同意があることを条件として、手続言語に代えて、商標意匠庁の他の言語の 1 を使用することができる。

(3) 証拠調べの場合において、聴聞を受けることとなった当事者、証人又は鑑定人であって手続言語によっては十分に自己を表現できない者は、共同体の何れかの公用語を使用することができる。証拠調べをその手続の当事者の請求に従って行うことが決定される場合は、聴聞を受けることとなった当事者、証人又は鑑定人であって手続言語以外の言語で自己を表現する者は、請求をした当事者が手続言語への通訳の準備をする場合に限り、聴聞を受けることができる。商標登録出願に関する手続においては、出願の言語に代えて、出願人が表示した第 2 言語を使用することができる。当事者が 1 のみである何れの手続においても、商標意匠庁は、当該当事者の請求に基づいて、本項各規定からの適用除外を容認することができる。

(4) 当事者及び商標意匠庁の双方が同意する場合は、共同体の何れの公用語も口頭手続において使用することができる。

(5) 商標意匠庁は、必要があるときは、その費用負担において、手続言語又は該当する場合は商標意匠庁の他の言語への通訳の準備をする。ただし、当該通訳の責任が手続の 1 の当事者にある場合は、この限りでない。

(6) 口頭手続において商標意匠庁の何れかの言語でなされた商標意匠庁の職員、手続の当事者並びに証人及び鑑定人の陳述は、使用された言語により調書に記入する。他の何れかの言語でなされた陳述は、手続言語により記入する。共同体商標の出願又は登録の内容に対する補正は、手続言語により調書に記入する。

規則 98 翻訳文

(1) 何らかの書類の翻訳文が提出されるべきときは、翻訳文はそれが言及する書類を特定し、かつ、原書類の構造及び内容を複製しなければならない。商標意匠庁は、同庁の指定する期間内に翻訳文が原文に一致する旨の証明書を提出するよう要求することができる。商標意匠庁長官は、翻訳文の証明方法を決定する。

(2) 理事会規則又は本規則が別段の定めをする場合を除き、次の場合は、翻訳文を提出すべき書類は、商標意匠庁が受領しなかったものとみなす。

(a) 商標意匠庁が原書類又は翻訳文を関係する提出期間の満了後に当該翻訳文を受領した場合

(b) (1) の場合において、当該証明書が指定期間内に提出されなかった場合

規則 99 翻訳文の法的信憑性

反証が存在しない場合は、商標意匠庁は、翻訳文が関係する原文と一致するものであると推定することができる。

0 部 商標意匠庁の組織

規則 100 単一の構成員により行われる決定

(1) 理事会規則第 127 条(2)又は第 129 条(2)により異議部又は取消部の単一の構成員が決定を行うことができる場合は、次の通りとする。

(a) 費用の割当に関する決定

(b) 理事会規則 81 条(6)第 1 文により支払うべき費用額を確定する決定

(c) ファイルを閉鎖するか又は判決に進行しない決定

(d) 規則 18(1)にいう期間の満了前に異議申立を許容できないものとして却下する決定

(e) 手続を中止する決定

(f) 規則 21(1)により複数の異議申立を併合又は分離する決定

第 XII 編 相互主義

規則 101 相互主義の公告

(1) 商標意匠庁長官は、必要なときは、欧州共同体委員会に対し、パリ条約又は世界貿易機関を設立する協定の締約国でないある国が理事会規則第 29 条(5)の意味における相互主義待遇を付与しているか否かを調査するよう要請する。

(2) 欧州共同体委員会は、(1)に従う相互主義待遇の付与を決定した場合は、その旨の報告を欧州連合公報に掲載する。

(3) 理事会規則第 29 条(5)は、(2)にいう報告が欧州連合公報に掲載された日から適用される。ただし、当該報告においてそれが適用できるより早い日付が示された場合は、この限りでない。当該規定は、相互主義待遇がもはや付与されていない旨の欧州共同体委員会による報告が欧州連合公報に掲載された日から適用を終える。ただし、当該報告においてそれが適用できるより早い日付が示された場合は、この限りでない。

(4) (2)及び(3)にいう報告は、商標意匠庁公報にも掲載する。

第 XIII 篇 標章の国際登録に関する手続

A 部 共同体商標出願及び共同体商標を基礎とする国際登録

規則 102 国際出願

- (1) 商標意匠庁が提供する理事会規則第 142 条(1)にいう国際出願用の様式は、世界知的所有権機関の国際事務局(以下「国際事務局」という)により提供される公式様式に適合するものであって、同じ書式を有するが本規則により要求され又は適切とされ得る追加の表示及び要素を含むものである。出願人は、国際事務局が提供する公式様式も使用することができる。
- (2) (1)は、理事会規則第 144 条による国際登録の後の領域拡張請求用の様式について準用する。
- (3) 商標意匠庁は、同庁が当該国際出願を構成する書類を受領した日を国際出願の出願人に通知する。
- (4) 国際出願が国際出願のためのマドリッド議定書に基づいて許容された言語以外の欧州共同体の公用語によりなされた場合及び国際出願が理事会規則第 142 条(2)により国際事務局に提出されるべき言語による商品及びサービスの一覧の翻訳文並びに国際出願の一部を形成するその他の語句事項の翻訳文を含まないか又は伴わない場合は、出願人は、理事会規則第 142 条(2)により国際事務局に提出されるべき言語による商品及びサービスの前記一覧の翻訳文並びにその他の語句事項の翻訳文を当該国際出願に含めることを商標意匠庁に対して容認する。国際出願の基礎とする共同体商標出願についての登録手続の過程において当該翻訳文が未だ確定していない場合は、商標意匠庁は遅滞なく翻訳文を手配する。

規則 103 国際出願の審査

- (1) 商標意匠庁が国際出願を受領し、国際出願についての理事会規則第 142 条(5)にいう手数料が納付されていない場合は、商標意匠庁は、当該手数料が納付されるまでは当該国際出願が提出されていないものとみなす旨を出願人に通知する。
- (2) 国際出願の審査の結果、次の何れかの欠陥が判明した場合は、商標意匠庁は、同庁の指定する期間内にそれら欠陥を是正するよう出願人に求める。
- (a) 国際出願が規則 102(1)にいう様式の 1 により提出されておらず、かつ、その様式により必要とされる全ての表示及び情報を含んでいないこと
- (b) 国際出願に含まれた商品及びサービスの一覧が、基本共同体商標出願又は基本共同体商標に記載されている商品及びサービスの一覧の対象になっていないこと
- (c) 国際出願の対象である標章が、基本共同体商標出願又は基本共同体商標に記載されている標章と同一でないこと
- (d) 理事会規則第 38 条(2)による権利放棄又は着色主張以外で標章に関する国際出願における何れの表示もまた、基本共同体商標出願又は基本共同体商標に記載されていないこと
- (e) 色彩が国際出願において標章の識別性の特徴として主張されている場合は、基本共同体商標出願又は基本共同体商標が 1 又は複数の同一色彩によらないこと、又は
- (f) 国際様式においてなされた表示に従い、出願人がマドリッド議定書第 2 条(1)(ii)に従って商標意匠庁を通じて国際出願を提出する資格を有していないこと
- (3) 出願人が規則 102(4)に規定する翻訳文を含めることを商標意匠庁に容認しなかった場合

又は当該国際出願が基礎とする商品及びサービスの一覧が他の点で不明確である場合は、商標意匠庁は、同庁の指定する期間内に必要とされる表示をなすよう当該出願人に求める。

(4) (2)にいう欠陥が是正されないか又は(3)にいう必要とされる表示が商標意匠庁の定める期限内になされない場合は、商標意匠庁は、当該国際出願を国際事務局に送付することを拒否する決定を行う。

規則 104 国際出願の送付

商標意匠庁は、国際出願が規則 102 及び規則 103 並びに理事会規則第 141 条及び第 142 条に定められた要件を満たし次第、マドリッド議定書第 3 条(1)に基づいて規定された証明と共に国際事務局にこれを送付する。

規則 105 後に行う指定

(1) 理事会規則第 144 条に従い国際登録の後になされた領域拡張の請求人に対し、商標意匠庁は、同庁の指定する期限内に下記の欠陥を是正するよう求める。

(a) 領域拡張請求が、規則 102(1)及び(2)にいう様式の 1 により提出されておらず、かつ、その様式により必要とされる全ての表示及び情報を含んでいないこと

(b) 領域拡張請求が、それが関係する国際登録の番号を表示していないこと

(c) 商品及びサービスの一覧が、国際登録に含まれた商品及びサービスの一覧の対象になっていないこと、又は

(d) 国際様式によりなされた表示に従い、領域拡張の請求人が、マドリッド議定書第 2 条(1)(ii)及び第 3 条の 3(2)に従って商標意匠庁を通じて国際登録の後指定を行う権原を有していないこと

(2) 商標意匠庁は、同庁の定める期限内に(1)にいう欠陥が是正されない場合は、国際登録の後になされた領域拡張請求を国際事務局に送付することを拒否する決定を行う。

(3) 商標意匠庁は、同庁が領域拡張請求を受領した日付を領域拡張の請求人に通知する。

(4) 商標意匠庁は、(1)にいう欠陥が是正され、かつ、理事会規則第 144 条の要件が遵守され次第速やかに国際登録の後になされた領域拡張請求を国際事務局に送付する。

規則 106 国際登録の基本出願又は登録への依存性

(1) 商標意匠庁は、国際登録日から 5 年の期間内に、次のことを国際事務局に通知する。

(a) 国際登録が基礎とした共同体商標出願が取り下げられ、取下とみなされ、又は最終決定により拒絶されたこと

(b) 国際登録が基礎とした共同体商標が放棄されている、更新されていない、取り消されている、若しくは商標意匠庁が最終決定により又は共同体商標裁判所が侵害手続における反訴に基づいて無効と宣言している理由で失効していること

(c) 国際登録が基礎とした共同体商標出願又は共同体商標が 2 件の出願又は登録に分割されていること

(2) (1)にいう通知には次のものを含める。

(a) 国際登録の番号

(b) 国際登録の所有者の名称

(c) 基本出願又は登録に影響を及ぼす事実及び決定並びにそれら事実及び決定の発効日

- (d) (1) (a) 又は (b) にいう場合において、国際登録を取り消す請求
- (e) (1) (a) 又は (b) にいう行為が一部の商品及びサービスのみに関して基本出願又は基本登録に影響を及ぼす場合は、それら商品及びサービス又は影響を受けない商品及びサービス
- (f) (1) (c) にいう場合において、関係する各共同体商標出願又は登録の番号
- (3) 商標意匠庁は、国際登録日から 5 年の期間の終了時に、次のことを国際事務局に通知する。
- (a) 理事会規則第 38 条により国際登録が基礎とした共同体商標出願を拒絶する審査官の決定に対して審判請求が係属中であること
- (b) 国際登録が基礎とした共同体商標出願に対して異議申立が係属中であること
- (c) 国際登録が基礎とした共同体商標に対して取消を求める請求又は無効宣言を求める請求が係属中であること
- (d) 国際登録が基礎とした共同体商標に対して、取消又は無効宣言を求める反訴が共同体商標裁判所に提起されていることが共同体商標登録簿に記載されているが、当該反訴に関する共同体商標裁判所の決定について同登録簿に未だ記載されていないこと
- (4) (3) にいう手続が最終決定又は登録簿への登録により完了した時点で、商標意匠庁は、(2) に従いその旨を国際事務局に通知する。
- (5) 国際登録の基礎となった(1)及び(3)における共同体商標への言及は、国際出願の基礎となった共同体商標出願からの結果としての共同体商標登録を含む。

規則 107 更新

国際登録は、国際事務局において直接更新される。

B 部 欧州共同体を指定する国際登録

規則 108 国際出願において主張される先順位

- (1) 理事会規則第 34 条にいう 1 又は複数の先の登録商標の先順位が理事会規則第 148 条(1)による国際出願において主張された場合は、所有者は、国際事務局が当該国際登録を商標意匠庁に通知した日から 3 月以内に、関係登録の謄本を商標意匠庁に提出しなければならない。当該謄本については権限を有する当局が関係登録の真正な謄本であることを証明する。
- (2) 国際登録の所有者が理事会規則第 88 条(2)により商標意匠庁における手続において代理されざるを得ない場合は、(1)にいう通信には理事会規則第 89 条(1)の意味における代理人の選任を含めなければならない。
- (3) 商標意匠庁長官は、所有者から提出されるべき証拠を(1)に基づいて必要とされるより少ないもので構成できる旨を決定することができる。ただし、商標意匠庁がその必要とする情報を他の情報源から入手できることを条件とする。

規則 109 先順位主張の審査

- (1) 商標意匠庁は、規則 108(1)に基づく先順位主張が理事会規則第 34 条に適合しないか又は規則 108 のその他の要件を満たさないことを認めた場合は、同庁の指定する期間内に欠陥を是正するよう所有者に求める。
- (2) (1)にいう要件が期限内に満たされない場合は、その国際登録に関する先順位権は喪失す

る。欠陥が商品及びサービスの一部のみに関する場合は、先順位権は、それら商品及びサービスに関する限りにおいてのみ喪失する。

(3) 商標意匠庁は、(2)による先順位権の喪失の宣言について国際事務局に通知する。商標意匠庁は、先順位主張の取下又は制限についても国際事務局に通知する。

(4) 商標意匠庁は、先順位主張についてベネルクス商標庁又は関係加盟国の中央工業所有権庁に通知する。ただし、先順位権が(2)により喪失と宣言された場合は、この限りでない。

規則 110 商標意匠庁において主張される先順位

(1) 欧州共同体を指定する国際登録の所有者は、商標意匠庁が理事会規則第 148 条(2)に定める通り欧州共同体を指定する国際登録の保護の拒絶が一切通告されていないこと又は当該拒絶が取り下げられた場合の事実を理事会規則第 147 条(2)により公告した日から、理事会規則第 35 条にいう 1 又は複数の先の登録商標の先順位を商標意匠庁において直接主張することができる。

(2) 先順位が(1)にいう日前に商標意匠庁において主張された場合は、当該先順位主張は、(1)にいう日に商標意匠庁により受領されたものとみなす。

(3) 理事会規則第 148 条(2)及び本条規則(1)による先順位主張の請求には、次のものを含める。

(a) 先順位主張がマドリッド議定書に基づく国際登録についてなされた旨の表示

(b) 国際登録の登録番号

(c) 規則 1(1)(b)に従う国際登録の所有者の名称及び宛先

(d) 当該所有者が代理人を選任している場合は、規則 1(1)(e)に従う当該代理人の名称及び営業所の宛先

(e) 当該先の商標がその国において又はその国について登録されている 1 又は複数の加盟国、関係登録が有効となった日付、関係登録の番号及び登録されている先の商標の対象である商品及びサービス

(f) 先順位が当該先の登録に含まれた商品及びサービスの全部については主張されない場合は、主張される先順位の対象である商品及びサービスの表示

(g) 関係登録の謄本であって、権限を有する当局が真正な謄本である旨を証明したもの

(h) 国際登録の所有者が理事会規則第 88 条(2)により商標意匠庁における手続において代理されざるを得ない場合は、理事会規則第 89 条(1)の意味における代理人の選任

(4) (3)にいう先順位の主張を規制する要件が満たされない場合は、商標意匠庁は、欠陥を是正するよう国際登録の所有者に求める。当該欠陥が商標意匠庁の指定する期間内に是正されない場合は、商標意匠庁は当該請求を却下する。

(5) 商標意匠庁は、先順位主張の請求を受理した場合は、次のものを送達することにより国際事務局にその旨を通知する。

(a) 関係国際登録の番号

(b) 当該先の商標がその国において又はその国について登録されている 1 又は複数の加盟国の名称

(c) 関係登録の番号、及び

(d) 関係登録が有効となった日付

(6) 商標意匠庁は、先順位主張の請求を受理すると、当該先順位主張の請求についてベネル

クス商標庁又は関係加盟国の中央工業所有権庁に通知する。

(7) 商標意匠庁長官は、国際登録の所有者が提供すべき証拠を(3)(g)に基づいて必要とされるより少ないもので構成できる旨を決定することができる。ただし、商標意匠庁がその必要とする情報を他の情報源から入手できることを条件とする。

規則 111 先順位主張に影響を及ぼす決定

理事会規則第 148 条(1)に従ってなされたか又は規則 110(5)により送達された先順位主張が商標意匠庁により取り下げられ若しくは取り消された場合は、商標意匠庁は、その旨を国際事務局に通知する。

規則 112 絶対的拒絶理由に関する審査

(1) 理事会規則第 149 条(1)による審査の過程において、理事会規則第 38 条(1)により欧州共同体への領域拡張の対象である商標が国際事務局により登録されている商標の対象である商品又はサービスの全部又は一部に対する保護には不適格であることを商標意匠庁が認める場合は、同庁は、マドリッド議定書第 5 条(1)及び(2)並びに共通規則の規則 17(1)により職権による拒絶の仮通知を国際事務局へ発出する。国際登録の所有者が理事会規則第 88 条(1)により商標意匠庁における手続において代理されざるを得ない場合は、当該通知には、理事会規則第 89 条(1)の意味における代理人を選任することの要請を含める。仮拒絶の通知にはその裏付の理由を記載し、かつ、国際登録の所有者がその所見を提出できる期限を指定するものとし、また該当する場合は代理人を選任しなければならない。当該期限は、商標意匠庁が仮拒絶を発出した日から起算する。

(2) (削除)

(3) 理事会規則第 149 条(1)による審査の過程において、欧州共同体を指定する国際登録が本規則の規則 126 及び共通規則の規則 9(5)(g)(ii)による第 2 言語の表示を含まないことを商標意匠庁が認める場合は、同庁は、マドリッド議定書第 5 条(1)及び(2)並びに共通規則の規則 17(1)による職権による拒絶の仮通知を国際事務局へ発出する。(1)第 2 文、第 3 文及び第 4 文を適用する。

(4) 国際登録の所有者が期限内に保護を拒絶する理由を克服しなかったか若しくは(2)に定める条件を遵守しなかった場合又は該当する場合は代理人を選任せず若しくは第 2 言語を表示しなかった場合は、商標意匠庁は、当該登録されている国際登録の対象である商品及びサービスの全部又は一部における保護を拒絶する決定を行う。当該決定は、理事会規則第 57 条から第 63 条までに従い審判請求の対象となる。

(5) 理事会規則第 151 条(2)にいう異議申立期間の開始までに商標意匠庁が(1)による職権による拒絶の仮通知を発出しなかった場合は、商標意匠庁は、理事会規則第 38 条により絶対的拒絶理由の審査が完了したが当該国際登録は依然として第三者の異議申立又は所見の対象である旨を表示する保護付与の陳述書を国際事務局に送付する。

規則 113 国際事務局への職権による仮拒絶の通知

(1) 規則 112 による全部又は一部の国際登録の保護の職権による仮拒絶の通知は、国際事務局に送付するものとし、これには次のものを含める。

(a) 国際登録の番号

- (b) 仮拒絶が基礎とする全ての理由及び理事会規則の対応する規定への言及
 - (c) 国際登録の所有者が、商標意匠庁が仮拒絶を発出した日から2月の期限内に、その所見を商標意匠庁に提出することにより拒絶理由を克服することをしない場合は、保護の仮拒絶は商標意匠庁の決定により確認される旨の表示
 - (d) 仮拒絶が商品及びサービスの一部のみに関する場合は、それら商品及びサービスの表示
- (2) (1)により発出された職権による仮拒絶の各通知に関して、また、異議申立期限が到来し、かつ、規則115(1)による異議申立を基礎とする仮拒絶が一切発出されていないことを条件として、商標意匠庁は、次の通り国際事務局に通知する。
- (a) 商標意匠庁における手続の結果として仮拒絶が取り下げられた場合は、当該標章が欧州共同体において保護される事実
 - (b) 該当する場合は、理事会規則第57条に基づく審判請求又は理事会規則第63条に基づく訴訟の後、当該標章の保護を拒絶する決定が確定した場合は、商標意匠庁は、当該標章の保護が欧州共同体において拒絶される旨を国際事務局に通知する。
 - (c) (a)又は(b)による拒絶が商品及びサービスの一部のみに関する場合は、欧州共同体において保護される当該標章の対象である商品及びサービス

規則114 異議申立手続

- (1) 理事会規則第151条により欧州共同体を指定する国際登録に対し異議を申し立てる場合は、異議申立書には次のものを含める。
- (a) 異議申立対象の国際登録の番号
 - (b) 異議申立対象の国際登録において列挙された商品及びサービスの表示
 - (c) 国際登録の所有者の名称
 - (d) 規則15(2)(b)から(h)までにいう表示及び要素
- (2) 規則15(1)、(3)及び(4)並びに規則16から規則22までを、次に従うことを条件として適用する。
- (a) 共同体商標登録出願への言及は、国際登録への言及と読み替える。
 - (b) 共同体商標登録出願の取下への言及は、欧州共同体に関する国際登録の放棄への言及と読み替える。
 - (c) 出願人への言及は、国際登録の所有者への言及と読み替える。
- (3) 異議申立書が理事会規則第151条(2)にいう6月の期間の満了前に提出された場合は、異議申立書は、6月の期間の満了後の最初の日に提出されたものとみなす。理事会規則第42条(3)第2文の適用は、影響を受けないままとする。
- (4) 国際登録の所有者が理事会規則第88条(2)により商標意匠庁における手続において代理されざるを得ない場合及びその者が理事会規則第89条(1)の意味における代理人を未だ選任していない場合は、規則19による国際登録の所有者に対する異議申立の送達には、当該送達の通知の日から2月の期間内に理事会規則第89条(1)の意味における代理人を選任することの要請を含める。国際登録の所有者がこの期間内に代理人を選任しなかった場合は、商標意匠庁は、国際登録の保護を拒絶する決定を行う。
- (5) 異議申立手続は、職権による保護の仮拒絶が規則112により発出されるか又は発出されている場合は、中止される。当該職権による保護の仮拒絶が標章の保護を拒絶する決定であって確定するものに至るときは、商標意匠庁は判定には進まず、異議申立手数料を還付する

ものとし、また、費用の割当に関する決定は行わない。

規則 115 異議申立を基礎とする仮拒絶の通知

(1) 国際登録に対する異議申立が理事会規則第 151 条(2)により商標意匠庁にされたとき又は規則 114(3)によりされたものとみなされたときは、商標意匠庁は、異議申立を基礎とする保護の仮拒絶の通知を国際事務局に発出する。

(2) 異議申立を基礎とする保護の仮拒絶の通知には、次のものを含める。

(a) 国際登録の番号

(b) 当該拒絶は異議申立が提出された事実を基礎とする旨の表示及び異議申立が依拠する理事会規則第 8 条の規定への言及

(c) 異議申立人の名称及び宛先

(3) 当該異議申立が商標出願又は登録を基礎とする場合は、(2)にいう通知には次の表示を含める。

(i) 出願日、登録日及び存在する場合は優先日

(ii) 出願番号及び異なる場合は登録番号

(iii) 所有者の名称及び宛先

(iv) 標章の複製、及び

(v) 異議申立が基礎とする商品及びサービスの一覧

(4) 仮拒絶が商品及びサービスの一部のみに関する場合は、(2)にいう通知にはそれら商品及びサービスを表示する。

(5) 商標意匠庁は、次の通り国際事務局に通知する。

(a) 異議申立手続の結果として仮拒絶が取り下げられた場合は、当該標章が欧州共同体において保護される事実

(b) 該当する場合は、理事会規則第 57 条に基づく審判請求又は理事会規則第 63 条に基づく訴訟の後に当該標章の保護を拒絶する決定が確定した場合は、当該標章の保護が欧州共同体において拒絶される事実

(c) (a)又は(b)による拒絶が商品及びサービスの一部のみに関する場合は、当該標章の欧州共同体における保護の対象である商品及びサービス

(6) 同一の国際登録について複数の仮拒絶が規則 112(1)、(2)又は本条規則(1)により発出されている場合は、本条規則(5)にいう送達は、それが理事会規則第 149 条及び第 151 条に基づく全ての手続の結果であるので、当該標章の保護の全面的若しくは部分的拒絶に関係する。

規則 116 保護付与の陳述

(1) 商標意匠庁が規則 112 により職権による仮拒絶の通知を発出せず、かつ、理事会規則第 151 条(2)にいう異議申立期間内に異議申立を一切受領せず、更に、提出された第三者所見の結果として職権による仮拒絶の通知を発出しなかった場合は、商標意匠庁は、当該標章が欧州共同体において保護される旨を表示した保護付与の[追加]陳述を国際事務局に送付する。

(2) 理事会規則第 146 条(2)の適用上、(1)にいう保護付与の追加陳述は、拒絶の通知が取り下げられた旨の商標意匠庁の陳述と同じ効果を有する。

規則 117 国際事務局に対する無効の通知

(1) 理事会規則第 56 条又は第 96 条及び第 153 条により、欧州共同体を指定する国際登録の効力が無効と宣言された場合及びその決定が確定した場合は、商標意匠庁は、その旨を国際事務局に通知する。

(2) 当該通知には日付を付し、かつ、次のものを含める。

(a) 商標意匠庁が無効を宣告した旨の表示又は無効を宣告した共同体商標裁判所の表示

(b) 無効が国際登録の所有者の権利の取消の方式により宣告されたか否かの表示、当該商標が絶対的理由により無効である旨の宣言の表示又は当該商標が相対的理由により無効である旨の宣言の表示

(c) 無効がもはや審判請求の対象でない旨の事実の表示

(d) 国際登録の番号

(e) 国際登録の所有者の名称

(f) 当該無効が全ての商品及びサービスには関係しない場合は、宣告された無効の対象である商品及びサービス又は宣告されなかった無効の対象である商品及びサービス

(g) 当該無効が宣告された日付及び当該無効がその日付現在で又は最初から発効するか否かの表示

規則 118 移転の登録の法的効力

理事会規則第 17 条の適用上、かつ、第 23 条(1)又は(2)及び第 24 条に関連して、国際登録簿上の国際登録の所有権に関する変更の記録は、共同体商標登録簿における移転の登録に取って代わる。

規則 119 ライセンス及び他の権利の登録の法的効力

理事会規則第 19 条、第 20 条、第 21 条及び第 22 条の適用上、かつ、第 23 条及び第 24 条に関連して、国際登録簿における国際登録に関するライセンス又は所有者の処分権の制限の記録は、共同体商標登録簿におけるライセンス、対物的権利、強制執行又は破産手続の登録に取って代わる。

規則 120 移転、ライセンス又は所有者の処分権の制限の登録請求の審査

(1) 所有権の変更、ライセンス又は所有者の処分権の制限の登録請求が国際登録の所有者以外の者により商標意匠庁を通じて提出された場合において、当該請求に移転、ライセンス又は処分権の制限についての証明が添付されていないときは、商標意匠庁は、国際事務局に対する送付を拒否する。

(2) ライセンスの修正若しくは取消又は所有者の処分権の制限解除の登録請求が国際登録の所有者により商標意匠庁を通じて提出された場合において、当該請求にライセンスがもはや存在しないか若しくは修正されたこと又は処分権の制限が除去されたことの証明が添付されていないときは、商標意匠庁は、国際事務局に対する送付を拒否する決定を行う。

規則 121 団体標章

(1) 国際登録について、それが団体標章、証明標章又は保証標章に関する基本出願又は基本登録を基礎とすることを表示する場合は、欧州共同体を指定する国際登録は、共同体団体標

章として取り扱われる。

(2) 国際登録の所有者は、国際事務局が国際登録を商標意匠庁に通知した日から2月の期間内に、理事会規則第65条及び規則43に定める標章の使用規約を商標意匠庁に直接提出しなければならない。

(3) 規則112による職権による仮拒絶の通知は、次の場合にも発出される。

(a) 理事会規則第66条(1)又は(2)及び併せて同条(3)において予測される拒絶理由の1が存在する場合

(b) 標章の使用規約が(2)に従って提出されていない場合。規則112(2)及び(3)並びに規則113を適用する。

(4) 理事会規則第69条による標章の使用規約の修正の通知は、共同体商標公報に公告される。

規則122 国際登録の国内商標出願への変更

(1) 理事会規則第108条及び第154条により欧州共同体を指定する国際登録の国内商標出願への変更請求には、次のものを含める。

(a) 当該国際登録の登録番号

(b) 国際登録の日付又はマドリッド議定書第3条の3(2)による国際登録の後なされた欧州共同体の指定日及び該当する場合は理事会規則第154条(2)による国際登録の優先権主張の事項並びに理事会規則第34条、第35条及び第148条による先順位主張の事項

(c) 規則44(1)(a), (c), (d), (e)及び(f)にいう表示及び要素

(2) 欧州共同体を指定した国際登録を更新しなかった後に変更が理事会規則第108条(5)及び第154条により請求された場合は、(1)にいう請求にはその旨の表示及び保護が満了した日付を含める。理事会規則第108条(5)に定めた3月の期間は、マドリッド議定書第7条(4)により未だ更新することができる最後の日の翌日から起算する。

(3) 規則45、規則46(2)(a)及び(c)並びに規則47を準用する。

規則123 国際登録のマドリッド議定書又はマドリッド協定の加盟国の指定への変更

(1) 欧州共同体を指定する国際登録を理事会規則第154条によりマドリッド議定書又はマドリッド協定の加盟国の指定へ変更する請求には、規則122(1)及び(2)にいう表示及び要素を含める。

(2) 規則45を準用する。商標意匠庁はまた、マドリッド議定書又はマドリッド協定の加盟国を指定する条件が、欧州共同体の指定日及び変更請求が受領され又は理事会規則第109条(1)第2文によって商標意匠庁により受領されたものとみなされた日の何れの時点でも満たされなかった場合は、当該変更請求を却下する。

(3) 規則46(2)(a)及び(c)を準用する。変更請求の公告には、理事会規則第154条によりマドリッド議定書又はマドリッド協定の加盟国の指定への変更が請求されている旨の表示も含める。

(4) 変更請求が理事会規則及び本規則の要件に適合する場合は、商標意匠庁は、それを遅滞なく国際事務局に送付する。商標意匠庁は、その送付日を国際登録の所有者に通知する。

規則 124 欧州共同体を指定する国際登録の共同体商標出願への変更

(1) マドリッド議定書第 9 条の 5 により、かつ、理事会規則第 156 条に従い、国際事務局が本国当局の請求により取り消した国際登録の変更を検討するために、共同体商標出願にはその旨の表示を含めなければならない。その表示は、当該出願時にしなければならない。

(2) 当該出願には、規則 1 にいう表示及び要素に加え、次のものを含める。

(a) 取り消された国際登録の番号の表示

(b) 国際事務局が当該国際登録を取り消した日付

(c) 該当する場合は、マドリッド議定書第 3 条(4)による国際登録日又はマドリッド議定書第 3 条の 3(2)による国際登録の後になされた欧州共同体への領域拡張の記録日

(d) 該当する場合は、国際事務局が保管する国際登録簿に登録された国際出願において主張された優先日

(3) 規則 9(3)に従う審査の過程において、国際事務局が国際登録を取り消した日付から 3 月以内に当該出願がなされなかったこと又は登録されるべき共同体商標の対象である商品及びサービスが欧州共同体に関して登録されていた国際登録の対象である商品及びサービスの一覧に含まれていないことを商標意匠庁が認める場合は、同庁は、同庁の指定する期間内に発見された欠陥を是正し、かつ、特に商品及びサービスの一覧を欧州共同体に関して登録されていた国際登録の対象である商品及びサービスの一覧に含まれている商品及びサービスに限定するよう出願人に求める。

(4) (3)にいう欠陥が期限内に是正されない場合は、国際登録日又は領域拡張日及び存在する場合は国際登録の優先日に対する権利は喪失する。

C 部 通信

規則 125 国際事務局との通信及び電子的方式

(1) 国際事務局との通信は、国際事務局と商標意匠庁との間で合意した方法及び書式、好ましくは電子的手段による。

(2) 方式への言及は、電子的書式により利用可能とされる方式を含むものと解釈する。

規則 126 言語の使用

理事会規則及び本規則について欧州共同体を指定する国際登録に適用するために、国際出願の言語は、理事会規則第 115 条(4)の意味における手続言語とし、国際出願に表示した第 2 言語は、理事会規則第 115 条(3)の意味における第 2 言語とする。

第2巻 経過規定

(1) 理事会規則第 143 条(3)により決定される日前 3 月の期間内になされた全ての共同体商標登録出願には、商標意匠庁が当該規定により決定される出願日及び当該出願の実際の受領日を付記する。

(2) 当該出願については、理事会規則第 29 条及び第 33 条に規定する 6 月の優先期間は、理事会規則第 143 条(3)により決定される日から起算する。

(3) 商標意匠庁は、理事会規則第 143 条(3)により決定される日前に受領証を当該出願人に交付することができる。

(4) 商標意匠庁は、理事会規則第 143 条(3)により決定される日前に当該出願を審査し、当該日前に何らかの欠陥の是正の目的で出願人と通信することができる。当該出願についての何れの決定も、当該日の後においてのみすることができる。

(5) 商標意匠庁は、当該出願については、理事会規則第 29 条又は第 33 条により当該出願について優先権が主張されていたか否かに拘らず、理事会規則第 39 条(1)による何れの調査も実施してはならない。

(6) 共同体商標登録出願の商標意匠庁、加盟国の中央工業所有権庁又はベネルクス商標庁による受領日が、理事会規則第 143 条(4)に定める 3 月の期間の始期よりも前である場合は、当該出願は、なされていないものとみなす。出願人にはその旨を通知して、出願書類を返送する。

第3巻 施行

本規則は、欧州共同体公報におけるその公布の7日後に施行する。

本規則は、全て拘束力を有し、かつ、全加盟国において直接的に適用される。